

## 2.10. 韓国

### 2.10.1. 調査の方法

文献調査を行った。文献調査の対象は、法文、論文、報告書、専門書籍等である。

使用した法文については、2.10.20 で示す。邦文は JETOC、英文は、韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービス、各省庁のホームページ、ECOLEX 等から探すこととなるが (2.10.20 参照)、頻繁な改正に英訳が追いついておらず、情報源によって最終改正年が異なっていることがある。このため、複数の情報源での確認が必要となる。法令の最新の状況や解釈等については、必ず現地の当局に確認されたい。

論文、報告書、専門書籍等については、都度、脚注に示す。

### 2.10.2. 調査の結果

#### (1) 背景

韓国の歴史、経済、化学物質管理の状況は、以下のように概観される<sup>1</sup>。

韓国は、第二次世界大戦、朝鮮戦争と続いた戦争状態の後、中央集権的体制のもとで、経済発展を優先させてきた。その結果、「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長を果たしたが、産業政策が環境配慮よりも重視されたという面もあった。

しかしながら、韓国の国際経済社会での重要性が高まるにつれ、国際的な環境意識の向上にも注意を払わなければならなくなり、環境政策にも力を入れるようになった。1990 年には環境庁を環境部に格上げし、環境政策を一元化して、様々な法令を整備してきた。またこの年には、化学物質管理の基本的な法令である有害化学物質管理法を制定している。

さらに韓国は、1996 年に OECD に加盟したことによって、環境政策を国際的なものに整合させる必要性が高まった。これは化学物質管理でも同様であり、政策や法令の面で、次のように取組んでいる。まず、政策面では、ハザード管理からリスク管理に移行していくため、2001～2005 年に「有害化学物質管理に関する枠組み計画」を実施した。続いて、政策の中心を環境媒体ごとの汚染防止から、環境汚染からの国民の健康保護へと転換していくため、2006～2015 年の「環境健康計画」を公表した。次に、法令面では、上述の有害化学物質管理法に、リスク評価や PRTR を組み入れて強化するとともに、労働安全衛生の法令（産業安全保健法）との間で重複していた新規化学物質の事前審査等の制度を整理してきた。

最近の韓国の動きとしては、GHS の導入に力を注いでいる。

また、環境部の 2011 年の主要業務推進計画「グリーン大国 大韓民国の道を開く」<sup>2</sup>で

---

<sup>1</sup> ここでの歴史、経済の記述は、次の文献を参考とした。織朱實監修、オフィスアイリス編 (2008) 「化学物質管理の国際動向、諸外国の動きとわが国のあり方」

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

は、環境規制を先進化するとしており、有害化学物質管理法の強化とともに、日本の審査と REACH とを合わせたような新法令（化学物質登録及び評価に関する法律）を制定すると予告している（図表 2.10-1 参照）。

図表 2.10-1 環境部の 2011 年の主要業務推進計画「グリーン大国 大韓民国の道を開く」

2011 年の政策推進の方針：	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素グリーン成長のため新しい環境政策の導入・施行、既存政策・制度を先進化する努力の持続</li> <li>・市民、脆弱地域を優先配慮する環境サービスの拡大、生活共感環境政策の強化、環境法秩序確立等を通じた環境正義の実現</li> <li>・環境政策樹立・執行過程への利害関係者の参加拡大、部署協議強化等ガバナンスを構築し、グリーン成長時代に符合する統合的政策を樹立・履行</li> </ul>	
政策課題：下線は本文で述べたことと関係	
気候変化対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 温室ガスの効率的縮小</li> <li>2. <u>Me First</u> 運動の拡散</li> <li>3. 四大河川再生と水管理の先進化</li> <li>4. 気候変化適応能力の向上</li> </ol>
グリーン成長の牽引	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水産業育成</li> <li>2. 生物資源確保・利用</li> <li>3. 資源循環性の向上</li> <li>4. <u>Top</u> 環境技術開発</li> </ol>
人・環境・市場の調和	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民生活共感政策強化</li> <li>2. <u>環境規制先進化</u></li> <li>3. <u>環境法秩序確立</u></li> <li>4. 環境ガバナンス構築</li> </ol>
立法計画（2011 年、19 件）：下線は本文で述べたことと関係	
制定及び改正法律現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定：「<u>化学物質登録及び評価に関する法律</u>」等 3 件</li> <li>・改正：「<u>環境分野試験・検査に関する法律</u>」等 16 件</li> </ul>
国会提出時期別現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時国会(2 月～8 月)：「水道法」等 14 件</li> <li>・定期国会(9 月～)：「<u>化学物質登録及び評価に関する法律</u>」等 5 件</li> </ul>
主要内容別現況	国政課題推進関連:1 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物管理法(親環境飲食文化造成)</li> </ul>
	法律先進化のための需要者中心の法律整備:2 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>化学物質登録及び評価に関する法律</u>(制定)</li> <li>・四大河川水系の水管理及び住民支援等に関する法律(制定)</li> </ul>
	環境政策先進化及び規制改善等:16 件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・【<b>国民健康及び生態系保護強化:7 件</b>】</li> <li>・生物多様性の保全・利用法</li> <li>・環境影響評価法</li> <li>・<u>有害化学物質管理法</u></li> <li>・大気環境保全法</li> <li>・水質・水生生態系保全法</li> <li>・飲用水管理法</li> <li>・下水道法等</li> <li>・【<b>資源循環社会定着:1 件</b>】</li> <li>・電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律</li> </ul>

<sup>2</sup> 韓国廃棄物協会 <http://kwaste.or.kr/other/down.html?table=notice>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

			<b>【国民の不便の解消等:8件】</b> ・環境に優しい商品購買促進に関する法律, 環境技術開発及び支援に関する法律等	
--	--	--	---	--

#### (2) 全体的状況

韓国の化学物質管理の全体的状況は、以下のとおりである（ここでは当該国の全体感や特徴を掴みやすいよう、概要を示すこととし、具体的な事実や詳細は、次項の(3)で示す）。

##### ・海外の影響：

そもそも韓国の法体系は、ドイツと日本をモデルとしており、「法律－施行令－施行規則－告示」という階層構造となっている<sup>3</sup>。

また、化学物質管理制度の構築において留意しているのは、国際整合性である。その背景にあるのが、OECD加盟のような国際経済社会への統合である。規制の基準においても、国際機構での判断や条約を考慮している<sup>4</sup>。

##### ・新規化学物質の事前審査、既存化学物質リスト、ハザード管理、リスク管理：

化学物質管理の基本的な法令は、①環境経由の影響を対象とする有害化学物質管理法と、②労働安全衛生を対象とする産業安全保健法である。①は表示・分類やPRTRも含んでおり、日本の化審法より範囲が広い。両者は共に、新規化学物質の事前審査と既存化学物質リストの制度があり、重複していたが、現在は主に①に統合している<sup>5</sup>。

①では、ハザード管理だけでなくリスク管理も行っている。例えば、規制対象物質の選定基準としては、有害性もリスクもある<sup>6</sup>。また、政府は懸念の高い物質に対してリスク評価を行う。また、規制対象物質については、ライフサイクルの各ステージ（製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用）に係る量<sup>7</sup>や排出量（PRTRに相当）の情報を政府が把握する制度がある。

さらに、事前予防的な取組みへの動きとして、日本型（製造量等の情報を定期的に集める）と欧州型（登録させて毒性の情報を集める）<sup>8</sup>を合わせたような新法令を制定しようとしている。すなわち、新法令では、規制対象物質だけではな

<sup>3</sup> 織朱實監修、オフィスアイリス編（2008）「化学物質管理の国際動向、諸外国の動きとわが国のあり方」化学工業日報社刊

<sup>4</sup> 例えば、取扱制限・禁止物質の選定基準（図表 2.10-5 参照）。

<sup>5</sup> 詳細は、(3) (a)-1 参照。

<sup>6</sup> 詳細は、図表 2.10-4 参照。

<sup>7</sup> 詳細は、図表 2.10-7 参照。

<sup>8</sup> 詳細は、2.1 (2) 参照。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

く既存化学物質について、製造量等の情報を定期的に集めようとしている。また、懸念の高い既存化学物質は、有害性データとともに登録を義務付けようとしている。

#### ・GHS：

GHSについては、環境担当、労働担当、消防担当の官庁が主導している<sup>9</sup>。

#### ・その他：

他のアジア諸国よりも早くから化学物質管理制度を整えているだけあって、いくつかの面で取組が進んでいる。例えば、新規化学物質の事前審査のプロセスを業界団体が担っている。また、新しい懸念（室内空気質の問題）への対応として、建材の規制を行っている。

### (3) 法体系

韓国の化学物質管理の法体系は、図表 2.10-3 のとおりである。なお、韓国の法体系は、ドイツと日本をモデルとしている。すなわち、法律と、その実施に必要な細則である施行令と施行規則と告示等という階層構造になっている（図表 2.10-2 参照）。

法律（本法）
施行令（大統領令）
施行規則（部令）
告示等

図表 2.10-2 韓国の法体系（階層）

<出典>以下の文献をもとに作成。織朱實監修、オフィスアイリス編（2008）「化学物質管理の国際動向、諸外国の動きとわが国のあり方」化学工業日報社刊

<sup>9</sup> 詳細は、(3) (a)-2 参照。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-3 韓国の化学物質管理の法体系

分野 (a)(b)(c)等は 報告書の項番号 と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a)-1 化学物質 一般	化審法	有害化学物質管理法 Toxic Chemicals Control Act	○英語： 環境部の環境法のホームページ <a href="http://eng.me.go.kr/board.do?method=view&amp;docSeq=111&amp;bbsCode=law_law_law&amp;currentPage=1&amp;searchType=&amp;searchText=&amp;categoryCode=06">http://eng.me.go.kr/board.do?method=view&amp;docSeq=111&amp;bbsCode=law_law_law&amp;currentPage=1&amp;searchType=&amp;searchText=&amp;categoryCode=06</a> ○英語： 韓国立法研究所 <sup>10</sup> の Statutes of the Republic of Korea サービス <sup>11</sup> で検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a> ◎日本語： JETOC(2008)、「特別資料 No.248 韓国 有害化学物質管理法令集一法・施行令・施行規則と関連告示」平成 20 年 8 月	環境部 (Ministry of Environment : MOE) の環境政策室の環境保健政策課と化学物質課  <a href="http://eng.me.go.kr/main.do">http://eng.me.go.kr/main.do</a>
労働安全衛生	労安法	産業安全保健法 Occupational Safety and Health Act	○英語： Labor Laws of Korea 2010 の e-book <a href="http://www.moel.go.kr/english/ibook_laws2/laws/book.html">http://www.moel.go.kr/english/ibook_laws2/laws/book.html</a> ○英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a> ◎日本語： JETOC(2008)、「特別資料 No.240 韓国 産業安全保健法 有害・危険性調査制度 化学物質の分類表示・MSDS 制度 (第 4 版)」平成 20 年 4 月	雇用労働部 (Ministry of Employment & Labor : MOEL) の産業安全保健政策局 (Occupational Safety and Health Policy Bureau)  <a href="http://www.moel.go.kr/english/main.jsp">http://www.moel.go.kr/english/main.jsp</a>

<sup>10</sup> Korea Legislation Research Institute

<sup>11</sup> 利用するには会員登録が必要である (無料)。検索、閲覧、印刷はできるが、ダウンロードはできない。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
(a)-2 化学物質一般 (GHS)	労安法等	毒性物質の分類基準及び表示に関する規定 Regulation on Classification and Label of Toxic Chemicals, etc. (NIER Notice 2008-26)	◎日本語： JETOC(2008)、「特別資料 No.248 韓国 有害化学物質管理法令集－法・施行令・施行規則と関連告示－」平成20年8月	環境部
		化学物質の分類・表示・MSDS等に関する基準 Standards for Preparing and Keeping on File the Material Safety Data Sheet, etc (MOL Notice 2008-29)	◎日本語： JETOC(2008)、「特別資料 No.240 韓国 産業安全保健法 有害・危険性調査制度 化学物質の分類表示・MSDS制度 (第4版)」平成20年8月	雇用労働部
		危険物の分類及び表示に関する基準 Standard on Classification and Label of Dangerous Materials (NEMA Notice 2008-18)	◎日本語： JETOC(2009)、「特別資料 No.253 韓国 危険物安全管理法 (第2版)」平成21年1月	行政安全部 (National Emergency Management Agency : NEMA)  <a href="http://eng.nema.go.kr/">http://eng.nema.go.kr/</a>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁	
特定用途	(b) 毒物	毒劇法	有害化学物質管理法 Toxic Chemicals Control Act	「(a)-1 化学物質一般」の「有害化学物質管理法」に同じ	環境部の環境政策室の環境保健政策課と化学物質課
	(c) 危険物	消防法	危険物安全管理法 Dangerous Material Management Act	◎日本語： JETOC(2009)、「特別資料 No.253 韓国危険物安全管理法（第2版）」平成21年1月	行政安全部の消防防災庁
			危険物安全管理法施行令		
	(d) 食品添加物	食品衛生法	食品衛生法 Food Sanitation Act	◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a> ◎英語： ECOLEX <a href="http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Food%20Sanitation%20Act%20(Act%20No.%209432%20of%202009)..html?DIDPFDSIjsessionid=CBBFACA61EEAAEE8B5B48D49A3736C1B?id=LEX-FAOC100520&amp;index=documents">http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Food%20Sanitation%20Act%20(Act%20No.%209432%20of%202009)..html?DIDPFDSIjsessionid=CBBFACA61EEAAEE8B5B48D49A3736C1B?id=LEX-FAOC100520&amp;index=documents</a>	保健福祉部 (Ministry of Health, Welfare and Family Affairs : MOHWFA)  <a href="http://english.mw.go.kr/front_eng/index.jsp">http://english.mw.go.kr/front_eng/index.jsp</a>
食品添加物コード Korea Food Additives Code			◎英語： Food and Drug Administration の食品添加物コードのホームページ <a href="http://fa.kfda.go.kr/foodadditivescode.html">http://fa.kfda.go.kr/foodadditivescode.html</a>	食品薬品庁 (Food and Drug Administration)  <a href="http://eng.kfda.go.kr/index.php">http://eng.kfda.go.kr/index.php</a>	
(e) 消費者製品	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	品質及び工業製品安全管理法 Quality Control and Safety Management of Industrial Products Act	◎日本語： JETOC(2007)、「特別資料 No.227 韓国品質経営及び工産品安全管理法」平成19年8月	知識経済部 (Ministry of Knowledge Economy) の生活製品安全課  <a href="http://www.mke.go.kr/language/eng/index.jsp">http://www.mke.go.kr/language/eng/index.jsp</a>	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁	
	(f) 建材	建築基準法	大衆利用施設等の室内空気質管理法 Indoor Air Quality Control in Public Use Facilities, etc. Act	○韓国語： 国家法令情報センターのホームページ <a href="http://www.law.go.kr/LSW/lsSc.do?menuId=0&amp;p1=&amp;subMenu=1&amp;query=%EA%B1%B4%EC%B6%95%EB%B2%95+&amp;x=35&amp;y=14#liBgcolor0">http://www.law.go.kr/LSW/lsSc.do?menuId=0&amp;p1=&amp;subMenu=1&amp;query=%EA%B1%B4%EC%B6%95%EB%B2%95+&amp;x=35&amp;y=14#liBgcolor0</a> ◎日本語： 上記韓国語の和訳	環境部の生活環境課
			大衆利用施設等の室内空気質管理法施行規則	○韓国語： 国家法令情報センターのホームページ <a href="http://www.law.go.kr/LSW/lsSc.do?menuId=0&amp;p1=&amp;subMenu=1&amp;query=%EB%8B%A4%EC%A4%91%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%8B%9C%EC%84%A4+%EB%93%B1%EC%9D%98+%EC%8B%A4%EB%82%B4%EA%B3%B5%EA%B8%B0%EC%A7%88%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9&amp;x=32&amp;y=18#liBgcolor2">http://www.law.go.kr/LSW/lsSc.do?menuId=0&amp;p1=&amp;subMenu=1&amp;query=%EB%8B%A4%EC%A4%91%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%8B%9C%EC%84%A4+%EB%93%B1%EC%9D%98+%EC%8B%A4%EB%82%B4%EA%B3%B5%EA%B8%B0%EC%A7%88%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9&amp;x=32&amp;y=18#liBgcolor2</a> ◎日本語： 上記韓国語の和訳	



2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
排出規制	(g) 大気・水域・土壌	大気汚染防止法	清浄大気保全法 Clean Air Conservation Act  ◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a> ◎英語： ECOLEX <a href="http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Clean%20Air%20Conservation%20Act%20(Act%20No.%208404%20of%202007).html?DIDPFDSIjsessionid=70D3C7B23F3D6009E9A18E9BEB5635EF?id=LEX-FAOC100504&amp;index=documents">http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Clean%20Air%20Conservation%20Act%20(Act%20No.%208404%20of%202007).html?DIDPFDSIjsessionid=70D3C7B23F3D6009E9A18E9BEB5635EF?id=LEX-FAOC100504&amp;index=documents</a>	環境部
			清浄大気保全法施行令 Enforcement Decree of the Clean Air Conservation Act  ◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a> ◎英語： ECOLEX <a href="http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Enforcement%20Decree%20of%20the%20Clean%20Air%20Conservation%20Act%20(Presidential%20Decree%20No.%2020383%20of%202007).html?DIDPFDSIjsessionid=70D3C7B23F3D6009E9A18E9BEB5635EF?id=LEX-FAOC100505&amp;index=documents">http://www.ecolex.org/ecolex/ledge/view/RecordDetails;document_Enforcement%20Decree%20of%20the%20Clean%20Air%20Conservation%20Act%20(Presidential%20Decree%20No.%2020383%20of%202007).html?DIDPFDSIjsessionid=70D3C7B23F3D6009E9A18E9BEB5635EF?id=LEX-FAOC100505&amp;index=documents</a>	
	水質汚濁防止法	水質生態系保全法 Water Quality and Ecosystem Conservation Act  ◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a>		
		水質生態系保全法施行令 Enforcement Decree of the Water Quality and Ecosystem Conservation Act  ◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a>		

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

分野 (a)(b)(c)等は報告書の項番号 と一致)	日本の該当法令 (法律を掲載)	法令名	法文 (◎は調査で主に使用したもの)	所管官庁
	土壌汚染対策法	土壌環境保全法 Soil Environment Conservation Act	◎英語： 環境部の環境法のホームページ <a href="http://eng.me.go.kr/board.do?method=view&amp;docSeq=8094&amp;bbsCode=law_law_law&amp;currentPage=1&amp;searchType=&amp;searchText=&amp;categoryCode=03">http://eng.me.go.kr/board.do?method=view&amp;docSeq=8094&amp;bbsCode=law_law_law&amp;currentPage=1&amp;searchType=&amp;searchText=&amp;categoryCode=03</a> ◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a>	
		土壌環境保全法施行令 Enforcement Decree of the Soil Environment Conservation Act	◎英語： 韓国立法研究所の Statutes of the Republic of Korea サービスで検索 <a href="http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do">http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do</a>	
(h) PRTR	化管法	有害化学物質管理法	「(a)-1 化学物質一般」の「有害化学物質管理法」に同じ	

(a)-1 化学物質一般

化学物質管理の基本的な法令は、次の二つである。一つは、環境経由の影響を対象とする有害化学物質管理法 (Toxic Chemicals Control Act) である。その所管は環境部であり、制定は 1990 年である。もう一つは、労働安全衛生を対象とする産業安全保健法 (Occupational Safety and Health Act) である。その所管は雇用労働部であり、制定は 1981 年である。

これら二法令は、それぞれ新規化学物質の事前審査がある等、制度に重複があったが、これらの重複は 1996 年等の改正によって整理された。

【有害化学物質管理法】

有害化学物質管理法は、韓国の化学物質管理の基礎となっている法令である。その目的は、化学物質が人や環境にもたらすリスクを防止し、すべての人が健康的な環境での暮らしを享受できるように、有害化学物質を管理することにある (図表 2.10-4 参照)。

韓国の化学物質管理の法令は、1963 年、中毒防止を目的に有害・有毒物質を管理する「毒物及び劇物に関する法律」に始まるが、1990 年に有害化学物質管理法を制定し、さらにその後の改正を経ることによって、次のように、規制対象物質の選定基準や管理の方法が広がっている。

- ・規制対象物質の選定基準は、有害性とリスクである。このうち有害性については、化審法のように分解性、蓄積性、慢性毒性だけでなく、物理化学的危険性や急性毒性も含む<sup>12</sup>。
- ・管理の方法としては、化審法のように新規化学物質の事前審査があるのに加え、事故対応、分類・表示、さらには PRTR にまで及ぶ<sup>13</sup>。

全体として、有害化学物質管理法は、日本の毒劇物法、化審法、PRTR 制度、消防法 (一部) に該当する総合的なものとなっている<sup>14</sup>。例えば、図表 2.10-5 の基準に従って急性毒性を有する物質は、毒性物質 (Toxic Chemicals) とされ、日本の毒劇法と同様に、登録が必要となる (図表 2.10-6、図表 2.10-7 参照)。また、物理化学的危険性を有する物質による事故への対応も定めている。

詳細については後で述べる。

<sup>12</sup> 図表 2.10-5 参照。

<sup>13</sup> 図表 2.10-6、図表 2.10-7 参照。

<sup>14</sup> 以上の分析は、大島輝夫 (2009) を参考とした。化学物質国際対応ネットワークマガジン 第 19 号 [附録] (2009 年 8 月 19 日配信) [http://www.chemical-net.info/mag/20090819\\_furoku.txt](http://www.chemical-net.info/mag/20090819_furoku.txt)

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-4 化学物質一般に関する法令

法令名	有害化学物質管理法 Toxic Chemicals Control Act		
所管官庁	・環境部 (Ministry of Environment : MOE) の環境政策室の環境保健政策課と化学物質課		
目的等	・化学物質が人や環境にもたらすリスクを防止し、すべての人が健康的な環境での暮らしを享受できるように、有害化学物質を管理する。法第1条		
規制対象物質とその選定理由	・規制対象物質の種類は、次のとおりである。		
	物質カテゴリー <sup>15</sup>	定義等	選定基準
	有毒物 (Toxic Chemicals) 有害化学物質・観察物質指定 別表1 614物質 <sup>16</sup>	有害性があるとして、大統領令の基準によって、環境部が指定したもの <sup>法第2条</sup>	急性毒性、皮膚刺激性、生物濃縮性、反復投与毒性、変異原性、発がん性、生殖・発生毒性、生態毒性(図表 2.10-5 参照) 令 別表1
	観察物質 (Observational Chemicals) 有害化学物質・観察物質指定 別表2 62物質	有害性の懸念があるとして、大統領令の基準によって、環境部が指定したもの <sup>法第2条</sup>	分解性、生物濃縮性、変異原性、発がん性、生殖・発生毒性(図表 2.10-5 参照) 令 別表1
	取扱制限物質 (Restricted Chemicals) 取扱制限・禁止物質規定 別表1 57物質	特定用途で使用される場合、有害性が大きいと認定され、その用途での製造、輸入、販売、保管・貯蔵、運搬または使用を禁止するため、環境部が関連する中央官庁と協議して指定したもの <sup>法第2条</sup>	有害性(リスク)が大きい、国際条約による製造・輸入・使用の禁止や制限等 (図表 2.10-5 参照) <sup>法第32条</sup>
	取扱禁止物質 (Prohibited Chemicals) 取扱制限・禁止物質規定 別表2 104物質	有害性が大きいと認められ、全ての用途での製造、輸入、販売、保管・貯蔵、運搬または使用を禁止するため、環境部が関連する中央官庁と協議して指定したもの <sup>法第2条</sup>	
	事故警戒 <sup>17</sup> 物質 <sup>令別表2</sup> 69物質	事故の場合に大きな損害をもたらすおそれが高く、緊急対応計画が必要と認められ、大統領令で定めるもの <sup>法第2条</sup>	強い急性毒性、爆発性等 (図表 2.10-5 参照) <sup>法第38条</sup>
その他に有害性または有害性があるか、そのような懸念がある化学物質 ・有害性: 毒性等のように、人の健康や環境に良くない影響を及ぼす化学物質固有の特質 ・有害性: 有害な化学物質に暴露する場合、人の健康や環境に被害を与えうる程度			

<凡例: 上付き文字> 法: 有害化学物質管理法、令: 有害化学物質管理法施行令 (大統領令)  
 取扱制限・禁止物質規定: 取扱制限・禁止物質規定に関する規定

<sup>15</sup> 有毒物以外については、「国立環境科学院 化学物質情報システム (NCIS)」(<http://ncis.nier.go.kr/ncis/>) にリストがある。有毒物については、官報 (<http://gwanbo.korea.go.kr/main.jsp>) (2011年2月25日現在) による告示を確認する必要がある。

<sup>16</sup> 2011年2月時点、以下同じ。

<sup>17</sup> 韓国環境部による日本での講演資料では「警戒」と表記されているが

([http://www.env.go.jp/chemi/reach/second/lee\\_j.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/reach/second/lee_j.pdf),

[http://www.chemical-net.info/pdf/20100909\\_S1\\_Korea\\_jpn.pdf](http://www.chemical-net.info/pdf/20100909_S1_Korea_jpn.pdf) 等)、直訳すると「対備」で JETOC 資料では「対備」としている。主旨からすると「対応」のほうが適切と思われるが、このままとした。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

法令名	有害化学物質管理法 Toxic Chemicals Control Act
規制内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記に指定された化学物質については、輸入、製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用に規制がかかる（図表 2.10-6、図表 2.10-7 参照）。</li><li>・新規化学物質については、事前審査（有害性審査）が必要である。<small>法第 10 条</small></li><li>・人の健康または環境へのリスク（有害性）が高いおそれのある場合には、環境部の部令によりリスクを評価し（有害性評価）、結果を公表することができる。また、結果に基づき、当該物質を取扱禁止・制限物質に指定する等の措置をとることもできる。<small>法第 18 条</small></li><li>・PRTR 制度を定めている。また、流通量についての調査を定めている。<small>法第 17 条</small></li></ul>

< 凡例：上付き文字 >

法：有害化学物質管理法

令：有害化学物質管理法施行令（大統領令）

取扱制限・禁止物質規定：取扱制限・禁止物質規定に関する規定

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

#### ・規制対象物質：

本法令の規制対象物質のカテゴリーは、図表 2.10-4 に示す有毒物（Toxic Chemicals）、観察物質（Observational Chemicals）、取扱禁止・制限物質（Prohibited/Restricted Chemicals）、事故警戒物質である。

これら各カテゴリーの物質の選定理由について、特徴的な点を以下に述べる。

#### ・全体的特徴：

選定基準には、有害性とリスクとがある。前者が有毒物、観察物質、事故警戒物質であり、後者が取扱禁止・制限物質である。取扱禁止・制限物質の定義にある「有害性」の概念は、化学物質の暴露によって人の健康や環境に被害を与えうる程度とされていることから<sup>18</sup>、リスクを表している。

#### ・有毒物、観察物質：

有毒物と観察物質で、有害性の選定基準を比べると、前者の方が有害性の種類が広く、確からしさも高い（図表 2.10-5 参照）。すなわち、前者は急性毒性、慢性毒性、生態毒性まで含むが、後者は慢性毒性中心である。また、前者の慢性毒性（発がん性や生殖発生毒性）の確からしさは、後者よりも高い。

なお、有害性のうち魚類毒性、遺伝毒性等の根拠については、OECD 加盟国で使っている SAR を使うことができる。このように、国際的な整合性をとりながら、有害性評価を効率化しようとしている。

#### ・取扱禁止・制限物質：

国際機関での判断や条約を考慮しており、ここでも、国際的な整合性をとったも

<sup>18</sup> 図表 2.10-4 の「規制対象物質とその選定理由」欄の「有害性」の説明を参照。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

のとなっている（図表 2.10-5 参照）。

図表 2.10-5 有害化学物質管理法における規制対象物質の選定基準

有害性種類		基準
有毒物 (Toxic Chemicals) 有害化学物質管理法施行令 別表 1		
急性毒性	経口	・ LD <sub>50</sub> (げっ歯類) : 300mg/kg 以下
	経皮	・ LD <sub>50</sub> (げっ歯類) : 1000mg/kg 以下
	吸入	・ LC <sub>50</sub> (げっ歯類、4 時間) : 気体 2,500ppm 以下、蒸気 10mg/L 以下 ・ LC <sub>50</sub> (げっ歯類、4 時間) : 塵、ミスト 1.0mg/L 以下
皮膚刺激性		・ 3 時間暴露と 1 時間までの観察において、表皮、真皮に目に見える壊死
生物濃縮性 反復投与毒性		・ BCF : 500 以上 かつ ・ NOAEL (90 日間反復投与毒性) : 10mg/kg/d 以下、もしくは、さらに長期間の試験で肝臓と腎臓に特異的な損傷を引き起こすもの
変異原性		・ 発がん性は試験されていないもので、in vivo 試験及び微生物による突然変異復帰試験もしくは同水準以上のレベルの in vitro 試験で陽性
発がん性		・ 2 種以上の試験動物で発がんの証拠のあるもの、もしくは、IARC のような国際的専門機関で Group1 (人に発がん性があると知られている) か 2A (人に発がんのおそれがあると結論されている)
生殖発生毒性		・ 人での証拠によって、生殖や発生に悪影響があると知られているもの、もしくは、動物試験や作用機序試験による生殖発生毒性等の十分な証拠によって上記のような悪影響があると疑われているもの
生態毒性	魚類急性	・ LC <sub>50</sub> (96 時間) 1.0mg/L 以下
観察物質 (Observational Chemicals) 有害化学物質管理法施行令 別表 1		
有害性種類		基準
分解性、 生物濃縮性	生物濃縮性	・ 難分解性、log Pow : 4 から 7
生物濃縮性		・ BCF : 500 以上
変異原性		・ 微生物による突然変異試験と哺乳類培養細胞による染色体異常試験または同水準以上の試験ですべて陽性か、一つの試験で強い陽性 ・ In vivo 試験で遺伝的損傷
発がん性		・ 1 種以上の試験動物で発がんの証拠のあるもの、もしくは、IARC のような国際的専門機関で Group2B(人に発がんの可能性があると結論されている)
生殖発生毒性		・ 人体または動物試験(in vivo または in vitro)で基礎資料を通じて人体の生殖能力・発生に悪影響を与える疑いがあり、人体に悪影響を与えないという証拠が微弱
*魚類毒性・生物濃縮性・遺伝毒性・難分解性及び Pow などについては、OECD の加盟国で一般的に使われている SAR を通じて得た資料を基礎にすることができる。		

図表 2.10-5 有害化学物質管理法における規制対象物質の選定基準（続き）

<p>取扱制限・禁止物質（Restricted/Prohibited Chemicals） 有害化学物質管理法第 32 条</p> <p>以下のうち一つを満たす物質：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第 18 条第 1 項による危害性評価の結果、危害性が大きいと認定される場合</li> <li>2. 国際機構等により人の健康や環境に深刻な危害を及ぼしうることが判明される場合</li> <li>3. 国際条約等により製造・輸入または使用が禁止されるか制限される場合</li> </ol>	
<p>事故警戒物質 有害化学物質管理法第 38 条</p> <p>以下のうち一つを満たす物質：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物理化学的危険性：引火性、爆発及び反応性、漏出可能性</li> <li>・急性毒性：経口、吸入、経皮</li> <li>・事故で暴露する可能性：国内流通量</li> <li>・その他、事故の懸念が高く、特別な管理が必要</li> </ul>	

・規制内容：

上記の規制対象物質のカテゴリーごとに、様々な規制がある。その特徴的な点は、以下のとおりである。

・全体的特徴：（図表 2.10-6、図表 2.10-7 参照）

前述のように、有毒物と観察物質の選定基準は、前者の方が有害性の種類が広く、確からしさも高い。このため、規制内容も、前者の方が厳しく広範なものとなっている（例：前者については、事業者の登録、取扱施設の管理、分類・表示等を義務としている）。

一方、どのカテゴリーについても、製造量や使用量等について、定期的に環境部に報告する規定がある。

図表 2.10-6 有害化学物質管理法における規制（概要）

物質カテゴリー	規制
有毒物	・製造、販売、保管・貯蔵、輸送する事業者は、環境部に登録する。法第 20 条
観察物質	・毎年の製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用の量を環境部に報告する。法第 45 条
制限物質	・輸入、製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用する事業者は、環境部の許可を受ける。法第 33 条、第 34 条
事故警戒物質	・大統領令で定める量以上に取り扱う事業者は、緊急事態対応計画を準備し、環境部に提出する。法第 39 条 ・事故発生時は、地方自治体、地方環境事務所、警察、消防、労務当局へ通報する。法第 40 条
新規化学物質*	・新たな物質を製造・輸入する前には、環境部に届出なければならない（実際の届出先は、環境部から権限を委譲された国立環境科学院）。法第 10 条

\*新規化学物質は、通常は規制対象物質とは呼ばないであろうが、ここでは、法規定を横並びで比較するために便宜上並べた。

<凡例：上付き文字>

法：有害化学物質管理法

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-7 有害化学物質管理法における規制（詳細）

有毒物（Toxic Chemicals）

規制種類	規制内容
輸入の申告 法第 19 条	輸入しようとする者は、試験、研究及び検査に使用する試薬類を除き、種類と用途等 <sup>19</sup> を環境部に申告しなければならない。
営業の登録 法第 20 条、規則第 17~20 条	製造、販売、保管・貯蔵、輸送又は使用を希望する者は、業種別に環境部に登録しなければならない。
取扱施設の管理等 法第 22 条、規則第 21~23 条	取扱施設を運用する者は、施設の定期または随時の検査を受けなければならない。検査の結果安全上の危害が憂慮される場合は、安全審査を受けなければならない。
分類・表示 法第 28 条、規則 28 条	輸入、製造しようとする者は、容器や包装等に分類、表示しなければならない。
年間実績の報告等 法第 45 条、第 46 条、規則第 41 条、第 44 条	製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用に関する年間結果を翌年 2 月までに環境部に報告しなければならない。

観察物質（Observational Chemicals）

規制種類	規制内容
製造・輸入の申告 法第 31 条	製造、輸入しようとする者は、試験、研究及び検査に使用する試薬類を除き、種類、製造予定量・輸入予定量、主要用途等を環境部長官に申告しなければならない。
年間実績の報告等 法第 45 条、第 46 条、規則第 41 条、第 44 条	製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用に関する年間結果を翌年 2 月までに環境部に報告しなければならない。

取扱制限・禁止物質（Restricted/Prohibited Chemicals）

規制種類	規制内容	
	取扱制限物質	取扱禁止物質
輸入の許可 法第 33 条、規則第 32 条	試験、研究及び検査に使用する試薬類を除き、輸入の際は、事前に許可を受けなければならない。	試験、研究及び検査に使用するとして許可を受けた場合を除き、輸入してはならない。
輸出の承認 法第 37 条、規則第 36 条	輸出しようとする者は、ロッテルダム条約に規定された輸出通報書に包含されなければならない情報に関する資料を揃え、毎年環境部の承認を受けなければならない。用途は、制限された用途に限定。	輸出しようとする者は、ロッテルダム条約に規定された輸出通報書に包含されなければならない情報に関する資料を揃え、毎年環境部の承認を受けなければならない。
営業の許可 法第 34 条、規則第 34 条、第 35 条	製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用を希望する者は、許可を受けなければならない。	試験、研究及び検査に使用する許可を受けた場合を除き、製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用してはならない。
年間実績の報告等 法第 45 条、第 46 条、規則第 41 条、第 44 条	製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用に関する年間結果を翌年 2 月までに環境部に報告しなければならない。	製造、販売、保管・貯蔵、輸送、使用に関する年間結果を翌年 2 月までに環境部に報告しなければならない。

< 凡例：上付き文字 >

法：有害化学物質管理法

令：有害化学物質管理法施行令（大統領令）

規則：有害化学物質管理法施行規則

<sup>19</sup> 用途は記述式でリストからの選択ではない。



## ・新規化学物質の事前審査：

新規化学物質については、事前審査（有害性審査）がある。その概要は、以下のとおりである。

- 事業者は、有害性情報等を提出する（図表 2.10-8 参照）。日本の化審法と違い、急性毒性や目や皮膚への刺激性の情報も含まれる。
- 環境部は、有害性を審査し、物質が有毒物や観察物質にあたるか等を判定する。
- 通常の届出のほかに簡易届出があり、それが適用されるのは、1991年2月より前に、二つ以上の海外の既存化学物質リストに記載されていた物質である。このように、審査において海外での管理状況を参考にしている。
- 前述のように事前審査は産業安全保健法にもあるが、書類の提出先は、現在、環境部に一本化されている（実際の届出先は、環境部から権限を委譲された国立環境科学院）。すなわち、産業安全保健法で求められる書類（有害性・危険性調査報告書）も、国立環境科学院に提出することができ、雇用労働部に転送されて審査される（後の産業安全保健法の項参照）。

図表 2.10-8 有害化学物質管理法における新規化学物質の事前審査（有害性審査）で提出する

情報規則第5条、別紙第5号

情報の種類*		情報の内容
申請人の情報		・名称、事業者登録番号、代表者名、住所、事業場所在地
物質同定情報		・化学物質名（総称名）、構造式、純度
暴露情報		・輸入国 ・年間製造（輸入）予定量 ・主要用途 ・環境に排出される主要経路及び予想排出量に関する資料
有害性情報	物理化学的性状	・融点・沸点・蒸気圧・溶解度及びオクタノール水分分配係数等 ・分解性
	人毒性	・急性毒性試験結果 ・遺伝毒性試験結果 ・皮膚刺激性試験結果 ・目刺激性試験結果 ・皮膚感作性試験結果
	生態毒性	・魚類急性毒性試験結果 ・ミジンコ急性毒性試験結果 ・藻類急性毒性試験結果
高分子関係情報		・高分子化合物の数平均分子量・単量体構成比・残留単量体含量及び安全性等
その他		・企業秘密申請の有無

\*「情報の種類」は、元の法文には記載されていないが、情報の概要を把握しやすくするため、参考としてみずほ情報総研（株）が分類したものである。

<凡例：上付き文字>

規則：有害化学物質管理法施行規則

・既存化学物質：

既存化学物質については、以下のように管理される。

- 既存化学物質とは、図表 2.10-9 の物質である（かつては、有害化学物質管理法と産業安全保健法の双方にリストがあったが、現在は統合化されている）。

図表 2.10-9 有害化学物質管理法における既存化学物質の条件

条件	既存化学物質目録との関係
A. 1991年2月2日以前に韓国内で商業的に使用された化学物質として、環境部が雇用労働部と協議の上、1996年12月23日に告示し、さらに2005年に追加修正したもの。	既存化学物質目録 <sup>20</sup> に記載される。
B. 1991年2月2日以降、それ以前の規制及び本法令によって有害性審査（後述）を受けた化学物質として、環境部が告示したもの。	既存化学物質目録には追加されない。

- 既存化学物質にも、有害性審査がある。すなわち、大統領令で同審査が必要と認められる図表 2.10-10 の化学物質については、環境部が安全性試験を行い、有害性を審査し、有毒物や観察物質にあたるか等を判定する。

図表 2.10-10 有害化学物質管理法における有害性審査を行う既存化学物質の条件

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 年間10トン以上製造・輸入される観察物質</li> <li>2. 年間100トン以上製造・輸入される化学物質</li> <li>3. OECD等、国際機構で有害性を評価する化学物質の中で、韓国政府が評価することにした化学物質</li> <li>4. ロッテルダム条約等、国際条約により製造・輸入・使用が禁止されるか制限される化学物質</li> </ol> |
|---|

- 既存化学物質の数は、約36,000物質である<sup>21</sup>。検索は、「国立環境科学院 化学物質情報システム（NCIS）」で行うことができる<sup>22</sup>。

・危害性評価（リスク評価）：

環境部は、人の健康や環境に対する危害性（リスク）が大きいと懸念される化学物質に対して、危害性を審査することができる。その結果、物質が取扱制限・禁止物質にあたるか等を判定し、危害性を下げるために必要な措置をとる。

リスク評価の手続きは、以下の4つのステップから成っている。これはリスク評価のスタンダードな手続きである。

- 1 有害性確認
- 2 暴露量－反応評価
- 3 暴露評価

<sup>20</sup> 国立環境研究院 物質情報システム(NCIS)のWEBサイト (<http://ncis.nier.go.kr/main/Index.jsp>)

<sup>21</sup> [http://www.oecd.org/document/50/0,3746,en\\_2649\\_34799\\_1946802\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/50/0,3746,en_2649_34799_1946802_1_1_1_1,00.html)

<sup>22</sup> <http://ncis.nier.go.kr/main/Main.jsp>

#### 4 危害性（リスク）決定

4 の危害性（リスク）決定は、閾値を仮定するもの（非発がん）と仮定しないもの（発がん）に分けられる。

まず、閾値を仮定するもの（非発がん）は、次の指標を用いる。

- MOE : NOAEL や BMD<sub>L</sub> と暴露レベルとの比
- 有害指数 : RfD と暴露レベルとの比
- MOE あるいは有害指数の確率分布

判定基準は、以下のとおりである。

- 有害指数が 1 より大きい、あるいは 1 より大きい確率が高い : 危害（リスク）がある。
- 有害指数が 1 より小さい : 危害（リスク）が少ない

次に、閾値を仮定しないものは、以下の指標を用いる。すなわち、1, 5, 10, 25% 超過暴露発がん濃度あるいは BMD<sub>L</sub> と人体暴露量との比である MOE や、対象集団の超過発がん確率である。判定基準は、以下のとおりである。

- 10% 超過暴露発がん濃度による MOE が 1/1,000 以上 : 発がん危害（リスク）がある
- 上記 MOE が 1/100,000 以下あるいは超過発がん確率が  $1 \times 10^{-6}$  以下 : 無視するに値する

#### ・流通量調査、PRTR 制度 :

環境部は、事業者に、流通量や排出量の情報を提出するよう求めることができる。排出量の情報は、公開することとなっている（PRTR 制度）。

PRTR 制度における日本との違いは、自主管理というより、規制としての性格が強いことである。例えば、上記の情報を提出させるため、環境部は事業者への立入検査を行うことができる。

#### ・運用体制、実態 :

<運用体制>

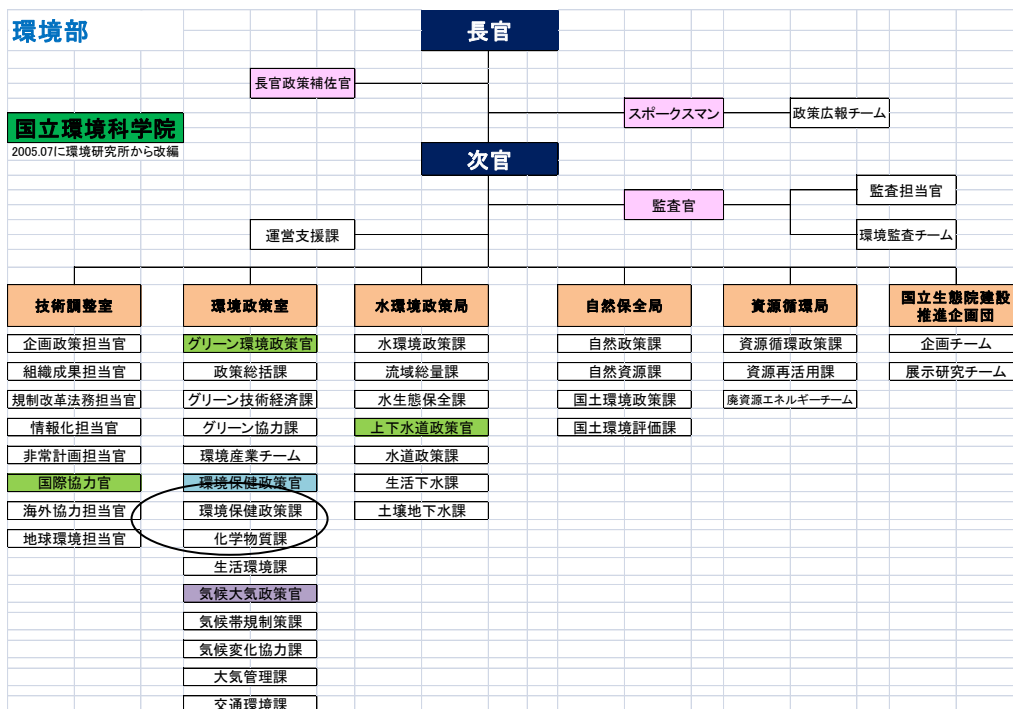
本法令の運用体制は、以下のとおりである。

本法令をはじめ、化学物質管理を所管しているのは、環境部の環境政策室の環境保健政策課と化学物質課である（図表 2.10-11 参照）。

また、本法令の有害性審査や危害性評価等は、国立環境科学院が行っている。その他、地方にも権限を委譲している。特徴的なのは、業界団体も本法令の手続きの一旦を担っていることである。すなわち、化学物質の取扱業者から成る韓国化学物質管理協会（図表 2.10-13 参照）は、新規化学物質の事前審査に関する受付（審査の免除の確認等）や、有毒物の輸入・変更申請の受付等を行っている（図表 2.10-12 参照）。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国



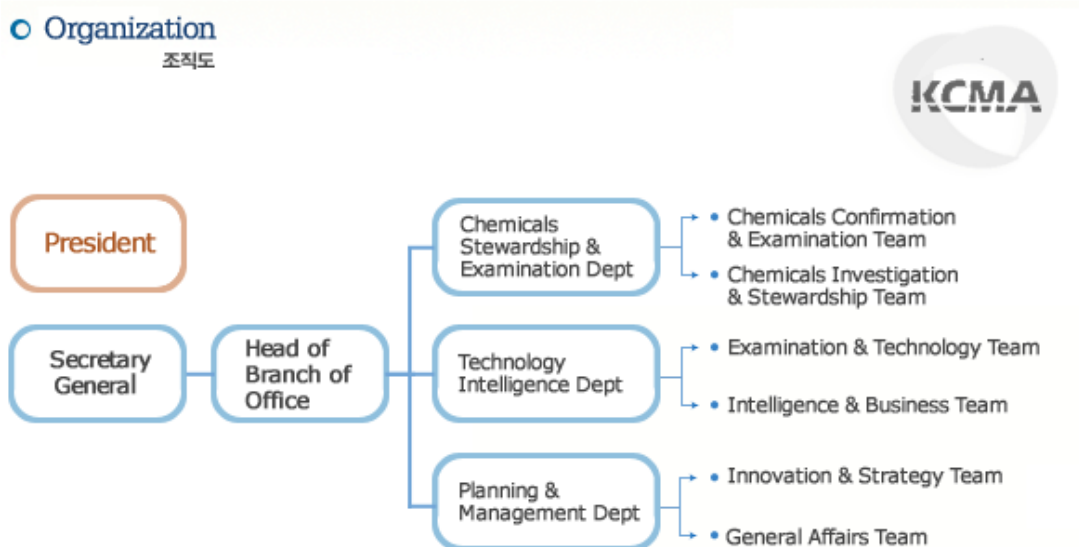
図表 2.10-11 環境部の組織と化学物質管理の所管（図中楕円で示す）

< 出典 > [http://www.me.go.kr/kor/intro/intro\\_03\\_01.jsp](http://www.me.go.kr/kor/intro/intro_03_01.jsp)

図表 2.10-12 有害化学物質管理法の運用における各組織の役割分担

組織	役割
市・道知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒物の営業に関する登録、施設の管理</li> <li>・有毒物の緊急事態対応計画の受付</li> </ul> 等
流域環境庁長または地方環境庁長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱制限・禁止物質に関する許可、施設の管理</li> <li>・取扱制限・禁止物質の輸出承認</li> <li>・法違反の新規化学物質に対する販売または使用中止命令</li> <li>・有毒物の営業者以外の緊急事態対応計画の受付</li> <li>・事故後の影響調査及び事後管理措置</li> </ul> 等
国立環境科学院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害性審査</li> <li>・危害性評価と結果の公開</li> <li>・既存化学物質、有害性審査結果の告示物質（有毒物等）の目録の提供</li> </ul> 等
韓国化学物質管理協会（KCMA） （化学物質取扱業者が会員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規化学物質の事前審査に関する受付等（有害性審査免除確認申請書の受付とその結果の通知等）</li> <li>・有毒物の輸入・変更申請の受付</li> <li>・観察物質の製造／輸入・変更申請の受付</li> <li>・有毒物質等についての教育</li> </ul> 等

< 出典 > JETOC(2008)「第 51 回講習会資料 韓国の工業化学品規制・GHS 制度の概要」を要約。



図表 2.10-13 韓国化学物質管理協会の組織

<ステークホルダーの関与>

本法令やその他化学物質管理に関するステークホルダーの関与は、以下のとおりである。

(1) 化学物質政策評議会：

化学物質管理における利害関係者の参加のしくみとして、化学物質政策評議会がある<sup>23</sup>。

このうち有害化学物質管理委員会は、委員 26 名（環境部及び関連行政部：10 人、企業・NGO・研究機関・大学：16 人）で構成され、リスク管理、毒性確認、有害化学物質に対する代替品、汚染防止に関する広報、国際協力などについての検討を行う。

その他、PCB 委員会、ダイオキシンリスク評価委員会、有害物質ライフサイクル・リスク評価委員会、家庭用品に関する政府と NGO による委員会など（子供向け用品、接着剤、携帯電話など）がある。

(2) 企業とのパートナーシップ：

これまで図表 2.10-14 のような取り組みが行われてきた<sup>24</sup>。

図表 2.10-14 有害化学物質管理法やその他化学物質管理に関する企業との  
パートナーシップ

<sup>23</sup> 大韓民国・環境部「韓国における化学物質管理政策」（化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム第 2 回諸外国における化学物質管理の最新動向、2007.3.30）の講演資料及び議事録による。

<sup>24</sup> 大韓民国・環境部「韓国における化学物質管理政策」（化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム第 2 回諸外国における化学物質管理の最新動向、2007.3.30）の講演資料及び議事録による。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

---

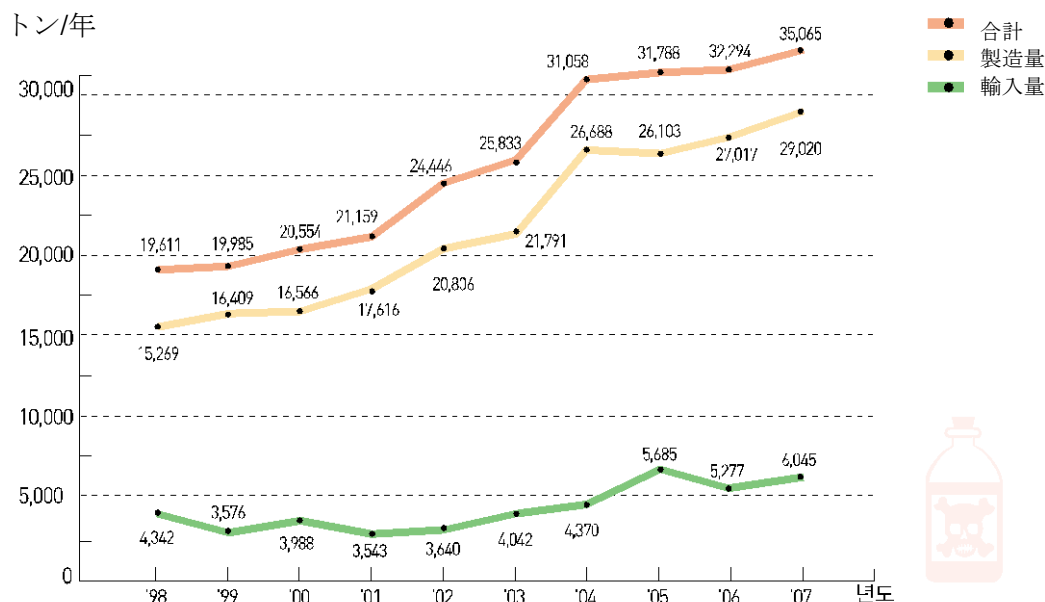
活動	内容	参加者
30/50 プログラム	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業による化学物質排出削減の自主的合意（2004～）</li><li>・2007年までに30%の削減、及び2009年までに50%の削減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・167企業、環境部、地方自治体、NGO</li></ul>
PCBを根絶する自主的合意	<ul style="list-style-type: none"><li>・2015年までにPCBを根絶するための技術開発及び資金提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・7つの主要電力会社、環境部、NGO</li></ul>
ダイオキシン削減に関する自主的合意	<ul style="list-style-type: none"><li>・2008年までにダイオキシン排出を30%削減、2010年までに50%を削減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・19企業、環境部、NGO</li></ul>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

#### <実態>

有害物質の製造輸入量は増加しているが（図表 2.10-15 参照）<sup>25</sup>、本データから本法令の効果について読み取る事はできない。



図表 2.10-15 有害物質の製造輸入量の推移

#### <成果>

本法令の成果として、有害性審査の進捗状況を挙げる（図表 2.10-16 参照）。

図表 2.10-16 有害性審査の進捗とその結果

内容	新規化学物質	既存化学物質
審査済物質	4,980	42,002
有毒物	614	
観察物質	62/75 (物質/CAS 番号)	

<出典> 国立環境科学院 化学物質情報システム (<http://ncis.nier.go.kr/ncis/>)

有毒物は「官報」(<http://gwanbo.korea.go.kr/main.jsp>) (2011/02/25 現在) による。

一方、危害性（リスク）評価の進捗は、以下のとおりである。

2002 年から 2003 年の間に有害性の可能性と流通量に基づき、107 種類の高リスク優先化学物質を選定、そのうちの 17 物質について、化学物質の有害性、モニタリング、暴露評価等に基づく初回のリスク評価を実施（2003～2007 年）、更に、7 物質（鉛、カドミウム、水銀、砒素、クロム、ニッケル、ベンゼン）について詳細な評価を実施している<sup>26</sup>。

<sup>25</sup> Ministry of Environment (2008) Environment Statistics Yearbook 2008

<sup>26</sup> 織朱實監修、オフィスアイリス編（2008）「化学物質管理の国際動向、諸外国の動きとわが国のあり方」化学工業日報社刊

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

#### <効果① 重金属の血中濃度>

環境部が定期的にモニタリングしている人の血中の重金属濃度が着実に減少していることから（図表 2.10-17 参照）、本法令の有害物質管理の効果が表れているものと推察される。

図表 2.10-17 血中重金属濃度の比較（2005年、2007年）<sup>25</sup>

	2005年調査			2007年調査				
	鉛	水銀	カドミウム	鉛	水銀	カドミウム	マグネシウム	
全体	2.66	4.34	1.52	1.72	3.80	1.02	1.18	
年齢別	20-29歳	2.25	3.98	1.46	1.23	2.83	0.51	1.11
	30-39歳	2.52	4.18	1.42	1.35	3.64	0.79	1.31
	40-49歳	2.77	4.79	1.53	1.59	4.23	0.98	1.24
	50-59歳	2.85	4.52	1.58	1.94	4.87	1.11	1.20
	60歳以上	2.84	4.06	1.63	1.91	3.43	1.19	1.13
性別	男性	3.06	5.01	1.55	2.32	4.94	0.92	1.12
	女性	2.31	3.76	1.48	1.47	3.27	1.08	1.22
地域別	同	2.63	4.28	1.51	-	-	-	-
	区	2.77	4.58	1.56	-	-	-	-
	大気汚染測定 点設置地域	-	-	-	1.75	3.94	0.99	1.17
	土壌汚染超過/ 懸念地域	-	-	-	1.81	4.55	1.30	1.14
	沿岸都市地域	-	-	-	1.66	3.95	1.04	1.13
	一般的な都市 地域	-	-	-	1.63	3.04	0.89	1.27

#### <効果② 登録事業者数の推移>

本法令における有毒物の登録を行った事業所の数は年々増加しており（図表 2.10-18 参照）、本法令の効果が表れているものと推察される。

図表 2.10-18 有毒物の登録事業者数の推移（1999年～2007年）<sup>25</sup>

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
製造業	346	367	395	415	447	444	459	449	487
販売業	2,329	2,540	2,725	2,833	3,057	3,115	3,164	3,332	3,494
保管業	64	73	80	87	95	93	99	104	109
その他	1,525	1,661	1,784	1,797	1,848	1,866	1,878	1,898	2,011
合計	4,264	4,641	4,984	5,132	5,447	5,518	5,600	5,783	6,101

#### <効果③ 違反事業者数の推移>

有害物質登録にあたり罰則を受けた事業者数は、10年前から変化しておらず（199件（1999年）、214件（2007年）<sup>25</sup>、本法令の効果を読み取ることはできなかった。

#### <改正の動き>

本法令には、改正の動きがある。その目指すところは、新規化学物質について事前審査



## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

を「化学物質登録及び評価等に関する法律」（いわゆる「韓国版 REACH」）に移して強化するとともに、既存化学物質について製造・輸入量等の情報を報告させるようにすることである（図表 2.10-19 参照）。その背景は、国内で幅広く使われている物質の量を把握できるようにすることである（図表 2.10-20 参照）。今後のスケジュールとしては、2011 年中の改正を目指し、2011 年 2 月 25 日付けで法案を公告し、4 月 26 日までパブリックコメントを受け付けている。

図表 2.10-19 「化学物質登録及び評価等に関する法律」の内容

1.	「有害化学物質管理法」の“審査及び登録に関する部分”を「化学物質登録及び評価等に関する法律」として独立させる。
2.	国外輸出者の法律履行義務のために、韓国内の登録法人を「全権代理人」として指名させ、全権代理人を輸入者とみなす。
3.	既存化学物質の製造、輸入量等の報告義務（毎年 2 月までに提出）。
4.	「評価対象物質」の新設
	① 流通量等を基準に評価対象物質を指定する。
	② 評価対象物質を 0.5 トン/年以上製造・輸入する場合は、2014 年 6 月 1 日から 12 月 1 日までの 6 ヶ月以内に予備登録（事前登録）を申請する。
	③ 予備登録物質には最大 8 年間の登録猶予期間が与えられる。
	④ 評価対象物質を登録する際には、製造・輸入量によって毒性資料等を提出する。
5.	登録申請
	① 100 トン/年以上の物質は、危害性評価資料を提出する。
	② 高分子化合物も登録が必要（ただし、一部資料の免除あり）。
	③ 同一物質の場合、他の製造・輸入者と共同で登録資料を提出する（単独も可能）。
	④ 他者から資料が提出されている場合は、所有者から使用承認を得て提出する。
	⑤ 脊椎動物試験の重複禁止。
6.	施行日
	① 公布後 2 年経過後施行する。
	② 評価対象物質の指定等は、公布後 1 年経過した日から施行する。

図表 2.10-20 「化学物質登録及び評価等に関する法律」の制定理由<sup>27</sup>

化学物質は人体に暴露する場合、アレルギーやアトピー皮膚炎等の各種環境性疾患はもちろん生殖能力異常、突然変異誘発等人体健康に致命的な影響を与え、環境で暴露する場合、長期間残留して持続的な環境汚染を誘発する等、国家の徹底した管理を要求する対象にもかかわらず、現行化学物質関連法律には流通中である化学物質の安全性情報を把握できる手段がなく事前予防的な化学物質管理が不十分であった。そこで、化学物質安全性情報の登録・評価を通じた全過程管理体系を構築して国民健康と生態系に対する化学物質の危害を事前予防しようということで、この法を制定する。

<sup>27</sup>環境部公告 2011-74 号

[http://www.me.go.kr/kor/info/statute\\_02\\_view.jsp?key=&search=&from=&to=&msbh=&title=&no=20110022&pg=1](http://www.me.go.kr/kor/info/statute_02_view.jsp?key=&search=&from=&to=&msbh=&title=&no=20110022&pg=1)

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

【産業安全保健法】

産業安全保健法について、概要を図表 2.10-21 に示す。

本法令の目的は、産業安全・保健に関する基準を確立して責任の所在を明確にし、産業災害を予防し、快適な作業環境をすることによって、勤労者の安全と保健を維持・増進することにある。

図表 2.10-21 化学物質一般（労働安全衛生）に関する法令

法令名	産業安全保健法 Occupational Safety and Health Act		
所管官庁	・雇用労働部（Ministry of Employment & Labor : MOEL）の産業安全保健政策局（Occupational Safety and Health Policy Bureau）		
目的等	・産業安全・保健に関する基準を確立して責任の所在を明確にし、産業災害を予防し、快適な作業環境をすることによって、勤労者の安全と保健を維持・増進する。法第1条		
規制対象物質とその選定基準、規制内容（詳細は図表 2.10-22 参照）	・規制対象物質の種類は、次のとおりである。		
	物質カテゴリー 物質リスト	選定基準	規制内容
	管理対象有害物質 産業保健基準に関する規則第22条(1) 別表1	発がん性等	健康障害の予防のために必要な措置をしなければならない。法第24条
	製造等の禁止有害物質 令第29条	発がん性等	製造・輸入または使用が禁止。法第37条(1)
	許可対象有害物質 令第30条	発がん性等	製造・使用・解体・除去には、事前に許可を得なければならない。法第38条
	MSDS作成対象化学物質 物質リストはなし	下記のグループに属する有害因子に該当する化学物質規則 別表11の2 1.物理化学的危険性の因子 2.毒性の因子	製造等する場合は、MSDSを作成しなければならない。法第41条
	暴露（露出）基準制定化学物質 暴露基準 別表1-1~4	下記のグループに属する有害因子に該当する化学物質規則 別表11の2 1.物理化学的危険性の因子 2.毒性の因子 3.物理的な因子（騒音等） 4.生物学的因子（血液媒介等）	暴露基準を守らなければならない。法第39条(2)
	有害因子許容基準対象物質 規則別表11の3	発がん性等	許容基準を超えないよう維持しなければならない。法第39条の2
	作業環境測定対象化学物質 規則別表11の4		作業環境を測定しなければならない。法第42条
	新規化学物質	下記以外の化学物質令第32条 1.元素 2.天然に産出した化学物質 3.放射性物質 4.雇用労働部が公表した化学物質 5.雇用労働部が環境部と協議して告示する既存化学物質目録の収載物質	事前審査を受けなければならない。法第40条第1項
・労働部は、健康障害を引き起こす化学物質及び物理的因子等を分類して、管理しなければならない。第39条(1)			

<凡例：上付き文字>

法：産業安全保健法、令：産業安全保健法施行令（大統領令）

規則：産業安全保健法施行規則

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質、規制内容：

本法令の規制対象物質は、図表 2.10-21 に示すとおりであり、その選定基準は基本的に有害性である。また、特定の規制（健康障害の予防のための措置、製造禁止、製造許可、MSDS 作成、暴露基準遵守等）と規制対象物質をセットにした体系になっている（図表 2.10-22 参照）。

MSDS については、日本の労安法の場合、製造許可物質及び指定した物質であるが、韓国の産業安全保健法の場合、有害因子に該当する物質となっている（物質リストがある）。

なお、新規化学物質の事前審査（有害・危険性調査）については、労働者の健康障害を予防するために 1991 年から行ってきたが、前述のように有害化学物質管理法による審査との関係が整理された。すなわち、新規化学物質が有害化学物質管理法の新規化学物質にあたる場合は、事業者は、産業安全保健法で求められる有害性・危険性調査報告書等（図表 2.10-23 参照）を環境部に提出してもよいこととなった。同報告書は、環境部から雇用労働部に送付され、雇用労働部が審査する。審査の観点は、次のとおりである。

- ・ 作業者に与える有害性
- ・ 難分解性物質が作業者に蓄積される可能性
- ・ 分解産物の有害性

等

雇用労働部が健康障害防止の措置が必要と認めた場合は、環境部を通じて事業者に通知する。

一般工業用化学物質の新規化学物質の事前審査として、日本の場合は化審法と労安法の 2 つの制度があるのに対し、韓国の場合は、かつては日本と同じ 2 制度だったが、上述の制度統合によって、事業者の窓口が一本化されることとなった。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-22 産業安全保健法の規制対象物質の選定基準と規制内容（詳細）

規制対象物質の カテゴリー	物質の選定基準	規制内容
管理対象有害物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機化合物（113 物質）：グルタルアルデヒド他、これらの物質を 1 容量%以上含有する製剤</li> <li>・金属類（23 物質群）</li> <li>・酸・アルカリ類（17 物質）</li> <li>・ガス状物質類（15 物質）</li> </ul> ※以下を発がん性物質として限定 ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素、ホルムアルデヒド、ニッケル、三酸化アンチモン、カドミウム、六価クロム、酸化エチレン	健康障害の予防のために必要な措置をしなければならない。
製造等の禁止有害物質	下記の基準に該当し、大統領令が定めるもの。 1.職業性がんを誘発するものであり、労働者の保健に特に有害 2.有害・危険性の調査・評価によって勤労者に重大な健康障害を引き起こす懸念  <対象物質> 1.黄燐マッチ 2.白鉛を含有したペイント（含有比率が 2 容量%以下のものを除く） 3.ポリクロリネーテッドターフェニル（PCT） 4.4-ニトロジフェニルとその塩 5.アクチノライト石綿、アンソフィライト石綿及びトレモライト石綿 6.β-ナフチルアミンとその塩 7.青石綿及び褐石綿 8.ベンゼンを含有するゴム糊（含有比率が 5 容量%以下のものを除く） 9.上記 3 ないし 7 の物質を含有した製剤（含有比率が 1 重量%以下のものを除く） 10.有害法の取扱禁止物質 11.その他保健上害をなす物質で雇用労働部が定める有害物質	製造・輸入または使用が禁止。 試験・研究のための製造・輸入または使用には承認を得なければならない。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

	基準、物質	規制内容
許可対象有害物質	<p>下記の基準に該当し、大統領令が定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.職業性がんを誘発するものであり、労働者の保健に特に有害</li> <li>2.有害・危険性の調査・評価により労働者に重大な健康障害を引き起こす懸念</li> </ol> <p>&lt;対象物質&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.ジクロロベンゼンとその塩</li> <li>2.アルファーナフチルアミンとその塩</li> <li>3.クロム酸亜鉛</li> <li>4.オルトトリジンとその塩</li> <li>5.ジアニシジンとその塩</li> <li>6.ベリリウム</li> <li>7.ヒ素及びその無機化合物</li> <li>8.クロム鉱（熱を加えて焼成処理する場合に限る）</li> <li>9.揮発性コールタールピッチ</li> <li>10.硫化ニッケル</li> <li>11.塩化ビニル</li> <li>12.ベンゾトリクロリド</li> <li>13.石綿（製造等が禁止される石綿を除く）</li> <li>14.1ないし11の物質を含有した製剤（含有比率が1重量%以下のものを除く）</li> <li>15.12の物質を含有した製剤（含有比率が0.5重量%以下のものを除く）</li> <li>16.その他保健上害をなす物質で雇用労働部長官が定める有害物質</li> </ol>	<p>製造・使用・解体・除去には、事前に許可を得なければならない。</p>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

	基準、物質	規制内容				
MSDS 作成対象化学物質	<p>下記の有害因子に該当する化学物質</p> <table border="1" data-bbox="465 357 1249 1099"> <tr> <td data-bbox="465 357 790 715">1.物理化学的危険性の因子</td> <td data-bbox="801 357 1249 715">                     爆発性物質                      引火性ガス 引火性液体                      引火性固体 引火性エアゾール                      水反応性物質                      酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体                      高圧ガス                      事故反応性物質                      自然発火性液体 自然発火性固体                      自己発熱性物質                      有機過氧化物                      金属腐食性物質                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 719 790 1099">2.毒性の因子</td> <td data-bbox="801 719 1249 1099">                     急性毒性物質                      皮膚腐食性または刺激性物質                      ひどい目の損傷または刺激性物質                      呼吸器過敏性物質                      皮膚過敏性物質                      発がん性物質                      生殖細胞変異原性物質                      生殖毒性物質                      特定標的臓器毒性物質（1回暴露）                      特定標的臓器毒性物質（反復暴露）                      吸引有害性物質                      水生環境有害性物質                 </td> </tr> </table>	1.物理化学的危険性の因子	爆発性物質 引火性ガス 引火性液体 引火性固体 引火性エアゾール 水反応性物質 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体 高圧ガス 事故反応性物質 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性物質 有機過氧化物 金属腐食性物質	2.毒性の因子	急性毒性物質 皮膚腐食性または刺激性物質 ひどい目の損傷または刺激性物質 呼吸器過敏性物質 皮膚過敏性物質 発がん性物質 生殖細胞変異原性物質 生殖毒性物質 特定標的臓器毒性物質（1回暴露） 特定標的臓器毒性物質（反復暴露） 吸引有害性物質 水生環境有害性物質	製造、輸入、使用、運搬、貯蔵する場合は、MSDS を作成し、 掲示しなければならない。
1.物理化学的危険性の因子	爆発性物質 引火性ガス 引火性液体 引火性固体 引火性エアゾール 水反応性物質 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体 高圧ガス 事故反応性物質 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性物質 有機過氧化物 金属腐食性物質					
2.毒性の因子	急性毒性物質 皮膚腐食性または刺激性物質 ひどい目の損傷または刺激性物質 呼吸器過敏性物質 皮膚過敏性物質 発がん性物質 生殖細胞変異原性物質 生殖毒性物質 特定標的臓器毒性物質（1回暴露） 特定標的臓器毒性物質（反復暴露） 吸引有害性物質 水生環境有害性物質					

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

	基準、物質	規制内容								
暴露（露出）基準 制定化学物質	下記の有害因子に該当する化学物質 <table border="1" data-bbox="465 341 1249 1246"> <tr> <td data-bbox="465 341 790 695">1.物理化学的危険性の因子</td> <td data-bbox="797 341 1249 695">                             爆発性物質                              引火性ガス 引火性液体                              引火性固体 引火性エアゾール                              水反応性物質                              酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体                              高压ガス                              事故反応性物質                              自然発火性液体 自然発火性固体                              自己発熱性物質                              有機過氧化物                              金属腐食性物質                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 700 790 1082">2.毒性の因子</td> <td data-bbox="797 700 1249 1082">                             急性毒性物質                              皮膚腐食性または刺激性物質                              ひどい目の損傷または刺激性物質                              呼吸器過敏性物質                              皮膚過敏性物質                              発がん性物質                              生殖細胞変異原性物質                              生殖毒性物質                              特定標的臓器毒性物質（1回暴露）                              特定標的臓器毒性物質（反復暴露）                              吸引有害性物質                              水生環境有害性物質                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1086 790 1145">3.物理的な因子</td> <td data-bbox="797 1086 1249 1145">                             騒音 振動 放射線                              異常気圧 異常気温                         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1150 790 1246">4.生物学的因子</td> <td data-bbox="797 1150 1249 1246">                             血液媒介慰安線因子                              空気媒介感染因子                              昆虫及び動物媒介感染因子                         </td> </tr> </table> <対象物質> 水酸化ナトリウム他 828 物質群	1.物理化学的危険性の因子	爆発性物質 引火性ガス 引火性液体 引火性固体 引火性エアゾール 水反応性物質 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体 高压ガス 事故反応性物質 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性物質 有機過氧化物 金属腐食性物質	2.毒性の因子	急性毒性物質 皮膚腐食性または刺激性物質 ひどい目の損傷または刺激性物質 呼吸器過敏性物質 皮膚過敏性物質 発がん性物質 生殖細胞変異原性物質 生殖毒性物質 特定標的臓器毒性物質（1回暴露） 特定標的臓器毒性物質（反復暴露） 吸引有害性物質 水生環境有害性物質	3.物理的な因子	騒音 振動 放射線 異常気圧 異常気温	4.生物学的因子	血液媒介慰安線因子 空気媒介感染因子 昆虫及び動物媒介感染因子	暴露基準を守らなければならない。 暴露基準は MSDS に掲載しなければならない。  <暴露基準：雇用労働部が定める> 1.化学物質の暴露基準（(TWA (Time Weighted Average 時間加重平均) 及び STEL (Short Term Exposure Limit 短時間暴露許容濃度)）(716 物質) 2.発がん性物質の暴露基準（TWA、STEL）(57 物質) 3.総粉じん及び呼吸性粉じんの暴露基準（5 種、55 物質群） 4.騒音及び衝撃騒音の暴露基準 5.高温の暴露基準
1.物理化学的危険性の因子	爆発性物質 引火性ガス 引火性液体 引火性固体 引火性エアゾール 水反応性物質 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体 高压ガス 事故反応性物質 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性物質 有機過氧化物 金属腐食性物質									
2.毒性の因子	急性毒性物質 皮膚腐食性または刺激性物質 ひどい目の損傷または刺激性物質 呼吸器過敏性物質 皮膚過敏性物質 発がん性物質 生殖細胞変異原性物質 生殖毒性物質 特定標的臓器毒性物質（1回暴露） 特定標的臓器毒性物質（反復暴露） 吸引有害性物質 水生環境有害性物質									
3.物理的な因子	騒音 振動 放射線 異常気圧 異常気温									
4.生物学的因子	血液媒介慰安線因子 空気媒介感染因子 昆虫及び動物媒介感染因子									

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

	基準、物質	規制内容
有害因子許容基準対象物質	<p>・雇用労働部が指定する発がん性物質等労働者に重大な健康障害を誘発する憂慮がある有害因子（物質）</p> <p>&lt;対象物質&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.鉛及びその無機化合物</li> <li>2.ニッケル（不溶性無機化合物に限定する）</li> <li>3.ジメチルホルムアミド</li> <li>4.ベンゼン</li> <li>5.2-ブロモプロパン</li> <li>6.石綿</li> <li>7.六価クロム化合物</li> <li>8.二硫化炭素</li> <li>9.カドミウム及びその化合物</li> <li>10.トルエン-2,4-ジイソシアネート</li> <li>11.トリクロロエチレン</li> <li>12.ホルムアルデヒド</li> <li>13.ノルマルヘキサン</li> </ol>	<p>許容基準を超えないよう維持しなければならない。</p> <p>&lt;許容基準：雇用労働部が定める&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TWA（Time Weighted Average 時間加重平均）</li> <li>・STEL（Short Term Exposure Limit 短時間暴露許容濃度）</li> </ul>
作業環境測定対象化学物質	グルタルアルデヒド他、190物質群及びこれらを含む製剤	作業環境を測定しなければならない。
新規化学物質	<p>下記以外の化学物質</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.元素</li> <li>2.天然に産出した化学物質</li> <li>3.放射性物質</li> <li>4.雇用労働部が公表した化学物質</li> <li>5.雇用労働部が環境部と協議して告示する既存化学物質目録の収載物質</li> </ol>	事前審査を受けなければならない。



2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-23 産業安全保健法における新規化学物質の事前審査（有害性・危険性調査）で

提出する情報規則第 86 条、別紙第 18 号

情報の種類*	情報の内容	
有害性・危険性調査報告書	申請人の情報	・事業所名、代表者名、住所、業種 ・労働者数、新規化学物質取扱労働者数
	物質同定情報	・化学物質名、構造式
	暴露情報	・製造地域住所、輸入国名 ・年間製造（輸入）予定量 ・用途
	物理化学的性状	・概観・分子量・融点・沸点
添付資料		・MSDS
		・製造、使用、取扱方法
		・製造、使用工程

\* 「情報の種類」は、元の法文には記載されていないが、情報の概要を把握しやすくするため、参考としてみずほ情報総研（株）が分類したものである。

<凡例：上付き文字>

規則：産業安全保健法施行規則

・運用体制、実態：

<最近の動き>

本法令に係る最近の動きは、以下のとおりである。

・体系的な有害性評価やリスク評価への取組み：<sup>28</sup>

本法令は、2011年3月8日時点で、240種類以上の有害化学物質をリスト化し、規制するに至っている。

一方で、これらリストのアップデートや再編成はなされていない状況である。その原因としては、これまで有害性やリスクを体系的に評価する仕組みが無かったことがある。

そこで雇用労働部は、2010年10月、体系的な評価の仕組みを確立する計画を立案し、このような評価を新規化学物質以外にも行っていくとし、そのための法令を策定、施行してきた。これらの評価結果に基づいて、労働者の健康のために管理すべき物質は、規制できるようにリストに記載していくとしている。

以上のように、雇用労働部は、新規化学物質以外の幅広い物質についても、ハザードやリスクを評価し、管理していこうとしている。

・発がん性物質等への取組み：<sup>29,30</sup>

雇用労働部は、発がん性物質や生殖発生毒性物質の管理について、次のように

<sup>28</sup> [http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational\\_view.jsp?idx=742](http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational_view.jsp?idx=742)

<sup>29</sup> [http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational\\_view.jsp?idx=677](http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational_view.jsp?idx=677)

<sup>30</sup> [http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational\\_view.jsp?idx=742](http://www.moel.go.kr/english/topic/occupational_view.jsp?idx=742)

改善しようとしている。

・定義と分類の統一:

現行の産業安全保健法では、発がん性物質の定義や分類が複数ある。今後、これを統一していくために、GHSの基準を使っていくとしている。

・規制対象物質の拡大:

現行の産業安全保健法では、管理対象有害物質（図表 2.10-22 参照）として、複数の発がん性物質を収載している。今後、同じく重篤な毒性である生殖発生毒性や変異原性のある物質についても、収載していこうとしている。

・情報提供の強化:

発がん性物質に関するわかりやすい情報を労働者や雇用者に提供していこうとしている。

一つには、発がん性が確実でないために規制対象となっていない物質についても、労働者が自己を守れるよう、暴露基準の官報やデータベースによって情報提供していこうとするものである。その意図は、人々の誤解、すなわち「本法令によって発がん性があると表示されている物質だけが発がん性物質である」あるいは逆に、「雇用労働省が情報提供した発がん性物質は、全て規制対象にすべきである」という誤解を防ごうとするものである。すなわち、雇用労働部は今後、発がん性物質を「本法令による規制対象物質」と「情報を提供する物質」とに分けていくこととなる。

もう一つには、2010年3月2日、化学物質と物理的因子への暴露基準を改定し、発がん性のリスクを表示しなければならない物質の種類を58から184物質に増やしたことである。そのときに基準としたのは、IARC、EUのCLP規則、米国のNTPやOSHAによる発がん性リスクの情報であり、また、GHSとも調和させるようにしている。

以上二つの動きでは、労働者の安全を守る手段として、規制だけでなく情報的手段を利用しようとしているのが特徴である。

<運用体制>

雇用労働部（KOSHA）の組織を以下に示す（図表 2.10-24）。

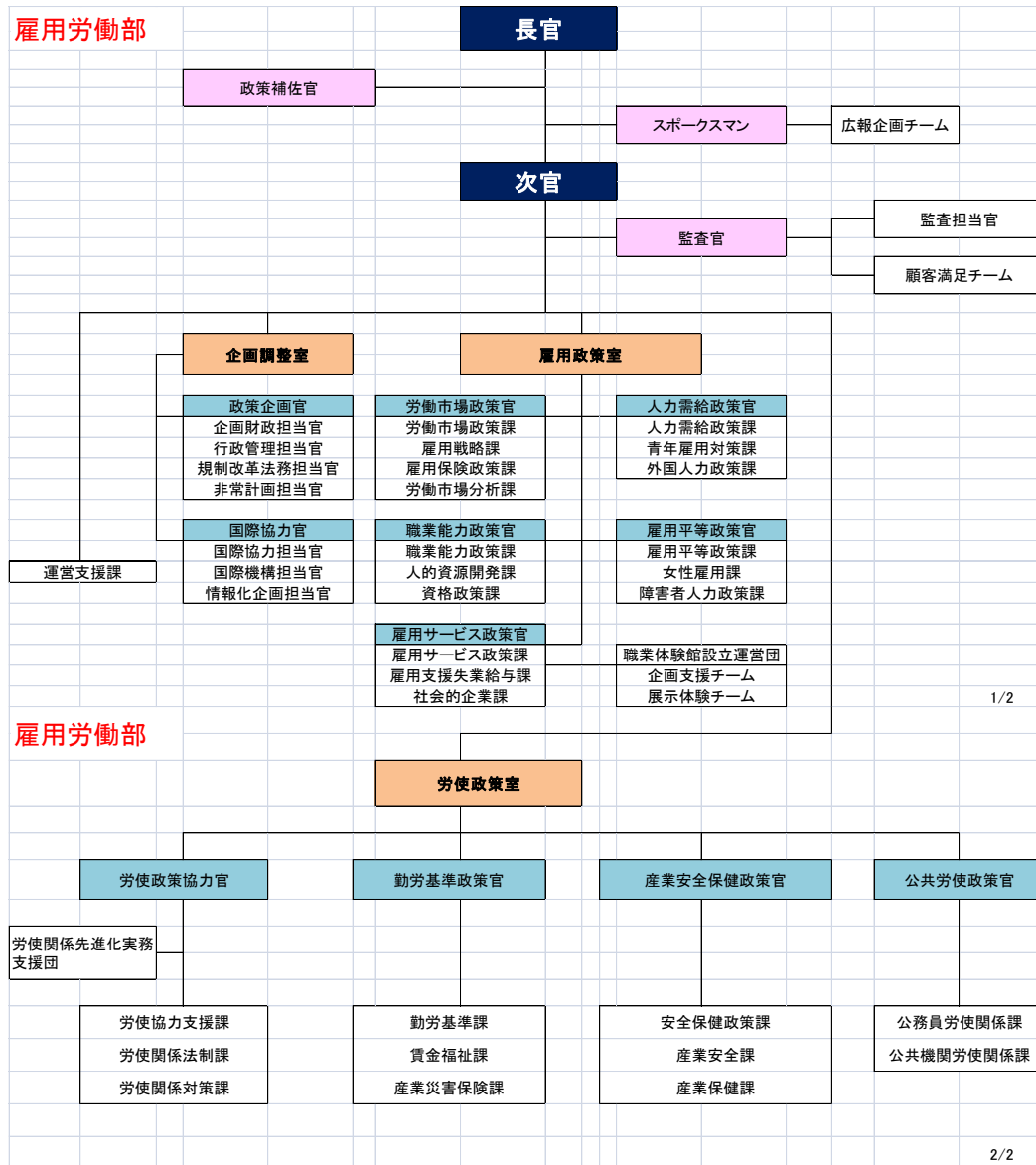
KOSHAの人員数は、2009年時点で中央官庁に181人、労働安全衛生研究所（Occupational Safety and Health Reserch Institute；OSHRI）に140人、労働安全衛生訓練所（Occupational Safety and Health Training Institute；OSHTI）に50人、

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

6つの地方自治体に468人、14の地方局に492人の合計1,331人である。そのうち、350人が専門家、671人が資格技術者、56人が医師資格保持者、9人が産業医である。しかしながら、韓国政府の計画によると、2012年までにKOSHAの縮小化(1,376人(2008年)→1,236人(2012年))が決まっている<sup>31</sup>。

また、KOSHAの歳入は2,818億4,500千万ウォン(2008年)、2,707億3,100千万ウォン(2009年)である。



図表 2.10-24 雇用労働部の組織<sup>32</sup>

<sup>31</sup> KOSHA (2009) Annual Report 2009,

[http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2009\\_KOSHA\\_Annual\\_Report.pdf](http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2009_KOSHA_Annual_Report.pdf)

<sup>32</sup> <http://www.moel.go.kr/view.jsp?cate=5&sec=4>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

#### <実態>

KOSHA はこれまで、労働環境に関するデータベースを作成するために 120,000 の国内作業場を調査し、そのうち 543 作業場に対し、化学物質の取扱方法や管理体制を調査した。さらに、労働者暴露や危険プロセスの特定を調査した結果、労働者の健康に悪影響を及ぼしているとして、2009 年に 13 物質を特定した。これによって、本調査開始の 2006 年からこれまでに特定された物質は 31 物質となった (図表 2.10-25 参照)。本調査結果は韓国のコントロールバンディングツールに収載されている。詳しくは、ホームページ<sup>33</sup>を参照されたい。

図表 2.10-25 有害な物質として特定された化学物質のリスト

調査年	特定物質	物質数
2009	シクロヘキサン、メチルエチルケトン、無水フタル酸、トリクロロエタン、キシレン、イソプロピルアルコール、アルミニウム、アンチモン、水銀、コバルト、酸化エチレン、硫酸、タルク	13
2008	ベンゼン、カドミウム、アクリロニトリル、マグネシウム化合物、クロム化合物、色素及び顔料	6
2007	銅、ニッケル、アクリルアミド、スチレン、ホルムアルデヒド、トルエン	6
2006	N-ヘキサン、ジイソシアネート、トリクロロエチレン、クリスタライン、シリカ、臭化メチル、ジメチルホルムアルデヒド	6

また、KOSHA は、雇用者に労働環境の改善を促すため、134 の作業場での調査結果を比較しており、自主的な改善状況フォローアップのための方法についても提供している。

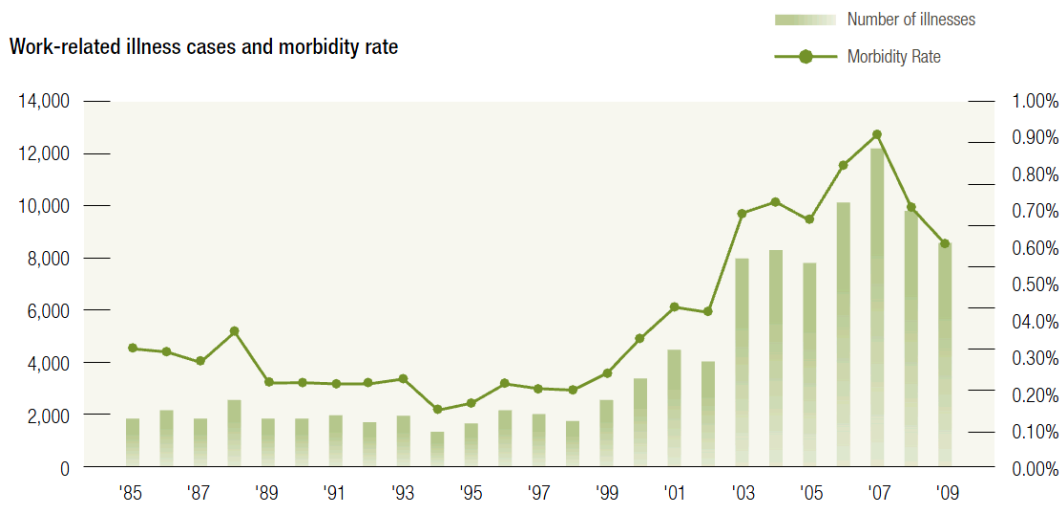
#### <効果>

労働者の疾病数及び疾病率は 2007 年を境に減少に転じている (図表 2.10-26)。2007 年まで疾病者が増加傾向にあった要因は分からないが、少なくとも、2007 年以降は急激な減少傾向が見られることから、何らかの対策がとられ、本法令による効果が出ているものと推察される。

<sup>33</sup> <http://www.kosha.or.kr>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国



図表 2.10-26 労働者の疾病数及び疾病率の経年変化<sup>34</sup>

#### (a)-2 化学物質一般 (GHS)

韓国では、環境部、雇用労働部、行政安全部によって、GHSの導入を進めてきた。そのための活動と法令について述べる。

#### 【活動】

韓国では、2004年から環境部、雇用労働部、行政安全部による連絡委員会と、そこに助言する専門家委員会によって、GHSを導入してきた。同委員会の活動は、以下のとおりである<sup>35</sup>。

- ・ GHS実施の影響についての調査
- ・ 現行法令をGHSに調和させるための改正の検討
- ・ パープルブックの翻訳
- ・ ギャップ調査

その中でも、環境部の活動は、次のように活発である。

- ・ 環境部は、2005年12月より3年間、有害化学物質の分類及び表示に関する研究とプロジェクトを行ってきた。これによって、有害化学物質管理法の有毒物を分類してきた。また、健康及び環境有害性分類に関する参照データとしては、ECB

<sup>34</sup> [http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2009\\_KOSHA\\_Annual\\_Report.pdf](http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2009_KOSHA_Annual_Report.pdf)

<sup>35</sup> Sanghee Park(2010), "The Milestone of GHS in Korea and Some Futures of TCCA", ChemCon Europe 2010

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

データ、IARC、HSDB、IUCLID、NLM、NITE 等が用いられた。  
 ・環境部は、ガイダンスの発行、パブリックヒアリング、シンポジウムも行ってきた。

【法令】

GHS によって影響を受ける法令は、次の 3 つである（図表 2.10-27 参照）。

- ①有害化学物質管理法（所管：環境部）
- ②産業安全保健法（所管：雇用労働部）
- ③危険物安全管理法（所管：行政安全部）

これらのうち①、③は事業者に表示を課し、②は MSDS を課している<sup>36</sup>。これらの規定に GHS を導入するため、それぞれ図表 2.10-28～図表 2.10-30 の下位法を制定している。このうち、GHS 遵守が義務となっているのは、①と②である。

図表 2.10-27 韓国において GHS によって影響を受ける法令

法令		有害化学物質管理法 (図表 2.10-5 参照)	産業安全保健法 (図表 2.10-21 参照)	危険物安全管理法 (図表 2.10-32 参照)
所管		環境部	雇用労働部	行政安全部
GHS 導入によって影響を受ける部分	表示	有毒物	全ての規制対象物質	危険物質
	MSDS	—	MSDS 対象物質	—
GHS を義務化する法令	法令名	毒性物質の分類基準及び表示に関する規定 Regulation on Classification and Label of Toxic Chemicals, etc.(NIER Notice 2008-26)	化学物質の分類・表示・MSDS 等に関する基準 Standards for Preparing and Keeping on File the Material Safety Data Sheet, etc (MOL Notice 2008-29)	危険物の分類及び表示に関する基準 Standard on Classification and Label of Dangerous Materials (NEMA Notice 2008-18)
	制定日	2008 年 7 月 8 日	2006 年 12 月 12 日	2008 年 11 月 13 日
	施行日	義務化 <単一化学物質> 2011 年 7 月 1 日 <混合物> 2013 年 7 月 1 日	義務化 <単一化学物質> 2010 年 7 月 1 日 <混合物> 2013 年 7 月 1 日	義務ではない。 2008 年 11 月 13 日

<出典>OK-Sun Jung(2009)“Overview of Chemical Control Legislation and Aspects of GHS in Korea”, ChemCon Asia 2009 をもとに作成。

<sup>36</sup> 詳細は、図表 2.10-5、図表 2.10-21、図表 2.10-32 参照。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

図表 2.10-28 化学物質一般（GHS）に関する法令（その1）

法令名	毒性物質の分類基準及び表示に関する規定 Regulation on Classification and Label of Toxic Chemicals, etc.(NIER Notice 2008-26)
上位法	・有害化学物質管理法
所管官庁	・環境部
目的等	・有害化学物質管理法における有毒物の表示や分類基準の詳細や、有毒物以外の表示方法について定める。
規制対象物質とその選定理由	・有害化学物質管理法における有毒物（詳細は図表 2.10-5 参照）
規制内容	・有害化学物質管理法において、有毒物を輸入、製造しようとする者は、容器や包装等に分類、表示しなければならない。それは、本法令の分類基準 <sup>別表1</sup> に従わなければならない。 <sup>第4条</sup>

図表 2.10-29 化学物質一般（GHS）に関する法令（その2）

法令名	化学物質の分類・表示・MSDS等に関する基準 Standards for Preparing and Keeping on File the Material Safety Data Sheet, etc (MOL Notice 2008-29)
上位法	・産業安全保健法
所管官庁	・雇用労働部
目的等	・産業安全保健法における雇用労働部による分類（図表 2.10-21 参照）の基準や、MSDSの詳細について定める。
規制対象物質とその選定理由	・産業安全保健法における1.物理化学的危険性の因子、2.毒性の因子を満たす物質（図表 2.10-21 参照）
規制内容	・産業安全保健法においては、上記因子（1.物理化学的危険性の因子、2.毒性の因子）について、雇用労働部が分類しなければならない。また、これら因子を満たす物質について、製造等しようとする事業者は、MSDSを作成し、掲示しなければならない。これらは、本法令の分類基準 <sup>別表1</sup> 、予防措置の文章の規定 <sup>別表2</sup> 、警告の様式の規定 <sup>別表3</sup> に従わなければならない。 <sup>第4条</sup>

図表 2.10-30 化学物質一般（GHS）に関する法令（その3）

法令名	危険物の分類及び表示に関する基準 Standard on Classification and Label of Dangerous Materials (NEMA Notice 2008-18)
上位法	・危険物安全管理法、危険物安全管理法施行令、危険物安全管理法施行規則
所管官庁	・行政安全部
目的等	・危険物安全管理法施行規則における危険物運搬の容器の表示について、GHSに従うための分類、表示方法を定める。
規制対象物質とその選定理由	・危険物安全管理法における危険物（図表 2.10-32 参照）
規制内容	・危険物安全管理法のもとで、危険物を運搬するときの容器の表示は、同法施行規則に従わなければならない。その表示は、従来の危険物安全管理法に従っても良いし、GHSに従っても良い。GHSに基づく表示については、本基準（危険物の分類及び表示に関する基準）に定めるとおりである。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

#### ・運用体制・実態：

##### <効果>

韓国が設けている MSDS データベースの利用者数は年々増加している（図表 2.10-31 参照）。2008 年では、2003 年の 2 倍強になっている。これは、本法令の効果が現れていると考えて良いだろう。なお、MSDS は GHS とセットで扱われるものであるため、MSDS と同様に GHS に対しても、関係者の意識が高まっているものと推察される。

図表 2.10-31 MSDS データベースの利用者数の推移<sup>37</sup>

	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年
アクセス数	341,441	622,204	619,668	762,110	981,803

#### (b) 特定用途（毒物）

毒物を管理する法令は、有害化学物質管理法である（(a)-1 参照）。韓国の有害化学物質管理法も日本の毒劇法も、急性毒性を有する物質を規制している。しかし、日本の毒劇法には MSDS 制度があるが、韓国の有害化学物質管理法にはない。

#### (c) 特定用途（危険物）

危険物を管理する法令は、危険物安全管理法 (Dangerous Material Management Act) である（図表 2.10-32 参照）。本法令は、行政安全部が 2004 年 5 月、50 余年前に制定された旧消防法を消防上の環境変化に合うよう、また、未整備だった点を改善、補完するために、次の 4 法令に分けたものである<sup>38</sup>。

- ①消防基本法
- ②消防施設装置維持及び安全管理に関する法律
- ③消防施設工事業法
- ④危険物安全管理法

④の危険物安全管理法の目的は、危険物の貯蔵・取扱及び運搬と安全管理について定め、危険物による危害を防止し、公共の安全を確保することにある。そのために、危険物の分類、運搬、表示、危険物施設の管理について定めている。

<sup>37</sup> KOSHA (2008) Annual Report 2008,

[http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2008\\_KOSHA\\_Annual\\_Report.pdf](http://english.kosha.or.kr/img/report/data/2008_KOSHA_Annual_Report.pdf)

<sup>38</sup> JETOC(2009)、「特別資料 No.253 韓国 危険物安全管理法（第 2 版）」平成 21 年 1 月



2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-32 特定用途（危険物）に関する法令

法令名	危険物安全管理法 Dangerous Material Management Law			
所管官庁	・行政安全部			
目的等	・危険物の貯蔵・取扱及び運搬と安全管理について定め、危険物による危害を防止し、公共の安全を確保する。 <small>法第1条</small>			
規制対象物質とその選定基準、規制内容	・規制対象物質は、次のとおりである。			
	物質カテゴリー 物質リスト	定義	選定基準	規制内容
	危険物 <small>令別表5</small> ・第1類 酸化性固体 ・第2類 可燃性固体 ・第3類 自然発火性物質及び禁水性物質 ・第4類 引火性液体 ・第5類 自己反応性物質 ・第6類 酸化性液体	・引火性または発火性等の性質を持つもの <small>法第2条</small>	・物性の基準であり、試験によって判定する。 <small>細部基準</small>	・指定数量 <small>令別表5</small> 以上の危険物の取扱いは、許可を得た貯蔵所、製造所等で行わなければならない。 <small>法第5条、第6条</small>

<凡例：上付き文字>

法：危険物安全管理法、令：危険物安全管理法施行令（大統領令）

細部基準：危険物安全管理に関する細部基準

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

本法令の規制対象物質は危険物であり、第1類～第6類に分類され、さらに品目が挙げられている<sup>39</sup>。日本の消防法も同様に、第1類～第6類の分類と品目列举である。

しかしながら、本法令は、2004年に改正され、品目でなく物性の基準によることとなり、それを判定する試験方法が定められることとなった<sup>40</sup>。

・規制内容：

規制内容としては、危険物の指定数量<sup>41</sup>以上の取扱いは、許可を得た貯蔵所や製造所等で行わなければならないとしている。これも日本の消防法と似ている。

・運用体制・実態：

<運用体制>

本法令の運用体制としては、所管組織は、行政安全部の消防防災庁である（図表 2.10-33 参照）。

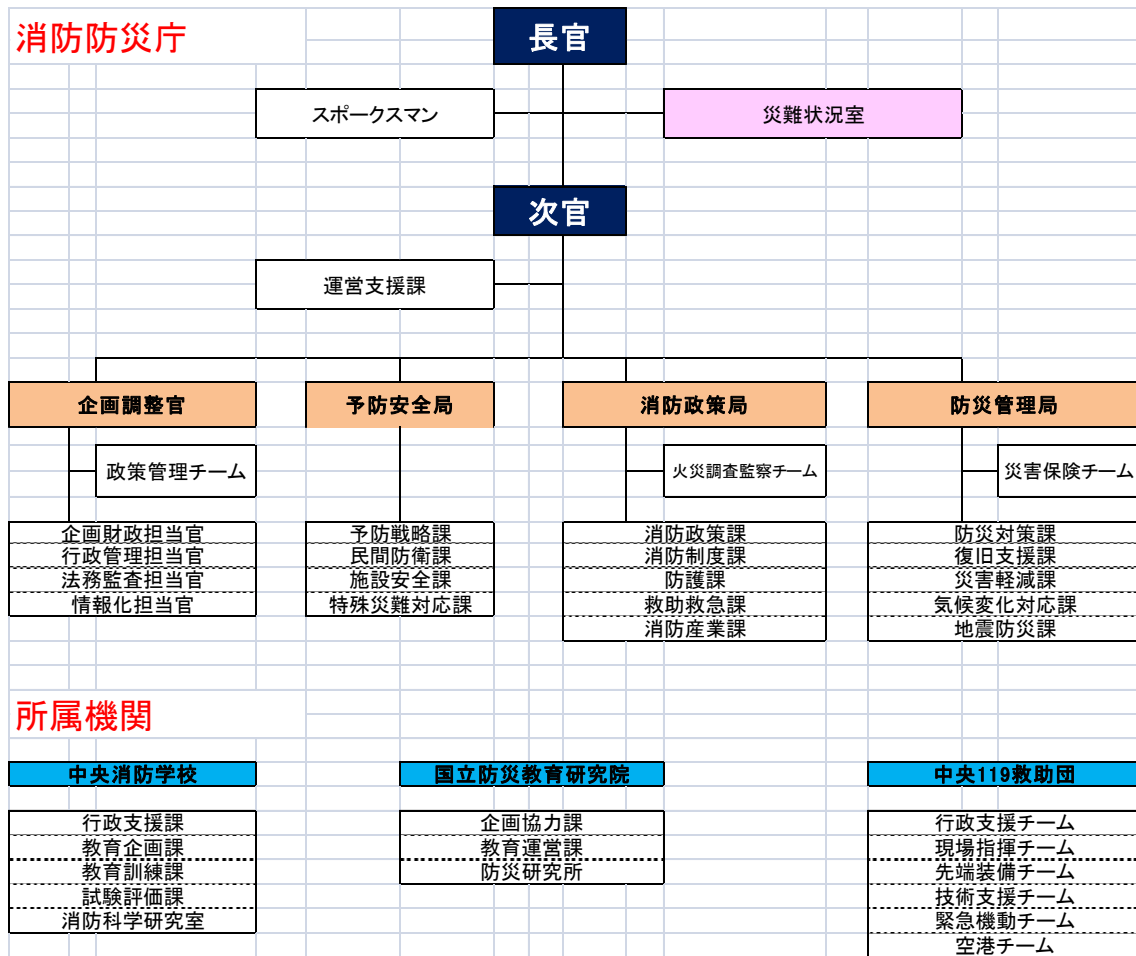
<sup>39</sup> 危険物安全管理法施行令 別表 5

<sup>40</sup> 危険物安全管理に関する細部基準

<sup>41</sup> 危険物安全管理法施行令 別表 5

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国



図表 2.10-33 行政安全部の消防防災庁の組織

<出典> [http://www.me.go.kr/kor/intro/intro\\_03\\_01.jsp](http://www.me.go.kr/kor/intro/intro_03_01.jsp)

(d) 特定用途（食品添加物）

食品添加物に関する法令は、以下のとおりである。

- ①食品衛生法
- ②食品添加物コード

①、②のうち食品添加物規制に該当する部分の概要を図表 2.10-34、図表 2.10-35 に示す。

①の目的は、食品による衛生上の危害を防止し、正しい情報を提供することで、国民保健の増進に寄与することにある。食品添加物については、告示された基準に従っていない合成化学物質の食品添加物を使ってはならないとしている。

②には、認可食品添加物リスト及び使用限量がある。すなわち、韓国も日本と同様、ポジティブリスト方式となっている。なお、その基準が国際基準と異なっていて問題が

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

ある場合、食品医薬品安全庁（Food and Drug Administration）は、食品衛生審議委員会の審議を経て、暫定的に CODEX（国際食品規格委員会）の使用基準を準用できる<sup>42</sup>。

図表 2.10-34 特定用途（食品添加物）に関する法令（その1）

法令名	食品衛生法 Food Sanitation Act
所管官庁	・保健福祉部（Ministry of Health, Welfare and Family Affairs : MOHWFA） ・食品薬品庁（Food and Drug Administration）
目的等	・食品による衛生上の危害を防止し、栄養の質の向上を図り、食品に関する正しい情報を提供することで、国民保健の増進に寄与することを目的としている。 <sup>第1条</sup>
規制内容	<b>【食品添加物規制に該当する部分】</b> ・告示された製造、加工、使用、料理、貯蔵の基準や成分の基準に従っていない合成化学物質の食品添加物は、使ってはならない。また、そのような食品添加物を含んだ食品を販売、製造、輸入、加工、使用、料理、貯蔵、分配、輸送、展示してはならない。 <sup>第6条</sup>

図表 2.10-35 特定用途（食品添加物）に関する法令（その2）

法令名	食品添加物コード Korea Food Additives Code
所管官庁	・食品薬品庁（Food and Drug Administration）
規制対象物質	・認可食品添加物リストがある。
規制内容	・食品添加物の適合性（suitability）は、本コードの仕様や基準によって決定される。 ・本コードでは、食品添加物の製造や調合の基準、成分規格、使用限量を定めている。

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

#### ・運用体制、実態：

##### <運用体制>

本法令の運用体制は、以下のとおりである。

所管は、食品薬品庁である<sup>43</sup>。その人員構成は、本庁 665 人、地方庁 6 か所 630 人、国立毒性科学院 137 人、計 1,432 人である。本庁組織は、食品安全局及び栄養政策部 191 人（食品基準部 45 人、研究担当 34 人、計 79 人）であり、地方庁は、輸入食品安全管理及び食品安全管理 258 人、事後管理、HACCP などの研究員 226 人である。な

<sup>42</sup> JETRO 農林水産部(2010)「わが国農林水産物・食品の輸出拡大に向けての阻害要因と対応策」2010年3月 [http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000272/03\\_korea.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000272/03_korea.pdf)

<sup>43</sup> 食品薬品庁の所管は、食品及び医薬品の安全、健全性、健康、表示に関わる管理、執行であり、そのうち食品については、輸入食品、一般食品、食品添加物、栄養機能食品、食品包装と装置である。農林水産食品部との役割分担は、以下のとおりである。同部が所管する一次農産物、食肉、乳、乳製品など 104 製品を除き、流通末端での販売商品と食堂、レストランなど給食施設は、食品薬品庁の所管である。

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

お FAO の Codex 委員会において、食品薬品庁はレギュラーメンバーであり Codex 課を設けている。

#### <効果・実態>

食品医薬品安全評価院は韓国の国内流通農・畜・水産物の残留農薬や動物用医薬品の検出率は低いという調査結果を発表した<sup>44</sup>。

国内流通農・畜・水産物 1,815 件の農薬・動物用医薬品の残留実態を調査した結果、キウイなどで残留農薬 3 件、鶏肉のエンロフロキサシンなど残留動物用医薬品 3 件が基準値超過で回収・廃棄などを指示した。

今回の調査はこれまでに検出歴があったり 2008 年度に新設されたりした農薬 244 種と動物用医薬品 28 種を対象に実施した。収去したのは、米・オレンジ・ほうれん草など 16 種の農産物 510 件と牛肉・牛乳など 13 種の畜・水産物 1,305 件である。

#### (e) 特定用途（消費者製品）

消費者製品を管理する法令は、品質及び工業製品安全管理法である（図表 2.10-36 参照）。本法令の目的は、企業・公共機関・団体などの品質経営の構築・支援や工製品の安全管理について定めることによって、企業・公共機関・団体などの品質競争力を強化して消費者の利益と安全を図ることにある。

本法令は、2007 年 3 月からは大統領令によって、子供向け製品に含まれる有害物質や環境ホルモン物質の規制を欧州と同様のレベルに引き上げた。規制対象物質を 15 から 46 物質に増やし、さらに 65 物質まで拡大する予定とした。また、安全認証、自己宣言、品質ラベルなどを含めた安全管理を製品のリスクに応じて行うようになり、政府は本法令の安全管理の対象とされない新製品でも、有害化学物質による事故のおそれがあれば、販売停止、リコール、廃棄を勧告し、公表できるようになった。

日本の有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律と異なり、環境ホルモン物質が規制の基準として選ばれている。

<sup>44</sup> 国内流通農・畜・水産物、農薬・動物用医薬品残留実態、安全な水準  
2010.01.22

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&page=safeinfo&mmid=327&seq=11281>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-36 特定用途（消費者製品）に関する法令

法令名	品質及び工業製品安全管理法 Quality Control and Safety Management of Industrial Products Act
所管官庁	・知識経済部（Ministry of Knowledge Economy）の生活製品安全課
目的等	・企業・公共機関・団体などの品質経営の構築・支援や工製品の安全管理について定めることによって、企業・公共機関・団体などの品質競争力を強化して消費者の利益と安全を図る。法第1条
規制対象物質とその選定根拠、規制内容	・製品含有を規制する有害物質や環境ホルモン物質のリストがある。安全基準・表示基準の附属書

(f) 特定用途（建材）

室内空気質に関する基準を定めた法令としては、①大衆利用施設等の室内空気質管理法、②大衆利用施設等の室内空気質管理法施行規則がある（図表 2.10-37、図表 2.10-38 参照）。その概要は、以下のとおりである。

- ・①では、汚染物質を放出する建築材料の使用を制限している。
- ・②では、汚染物質放出建築材料として規定される物質及び放出濃度について定めている。規制対象物質は、日本の建築基準法の場合、2物質であり、ホルムアルデヒドとクロロピリホスであるが、韓国の②の場合、3物質であり、そのうち1物質（ホルムアルデヒド）は日本と同じだが、残り2物質（総揮発性有機化合物とトルエン）は異なる（

図表 2.10-39 参照）。

図表 2.10-37 特定用途（建材）に関する法令（その1）

法令名	大衆利用施設等の室内空気質管理法
所管官庁	・環境部の生活環境課
目的等	・大衆利用施設と新築される共同住宅の室内空気質を適切に維持して管理することによって、その施設を利用する国民の健康を保護し環境上の危害を予防する。第1条
規制基準と物質 Art 2	・汚染物質：汚染物質とは、室内空間の空気汚染の原因になるガスと漂う粒子状物質等
規制内容	・大衆施設の所有者等や新築共同住宅の施工者は、定められた空気質についての基準に合うよう施設を管理しなければならない。第5条、第6条、第9条、第10条 ・大衆利用施設の設置者(既存施設の改修及び保守を含む)は、汚染物質放出建築材料を使ってはならない。第11条

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-38 特定用途（建材）に関する法令（その2）

法令名	大衆利用施設等の室内空気質管理法施行規則
所管官庁	・環境部の生活環境課
物質リスト	・空気質の項目及び基準値や汚染物質放出建築材料として規定される物質及び放出濃度を定めている（詳細は 図表 2.10-39 参照）。別表 5

図表 2.10-39 建材からの排出基準

別表 5：建築資材から放出される汚染物質(規則第 10 条第 1 項関連)

汚染物質はホルムアルデヒドと揮発性有機化合物とし、下の表の区分による放出濃度以上である場合に限る。

区分	汚染物質 種類	ホルムアルデヒド		総揮発性 有機化合物	トルエン
		2010 年まで	2011 年まで		
	接着剤	0.5	0.12	2.0	0.080
	ペイント			2.5	
	シーラント			1.5	
	パテ			20.0	
	一般資材			4.0	

備考:1.上の表で汚染物質の種類別単位は $mg/m^2 \cdot h$ を適用する。ただし、シーラントに対する汚染物質別単位は $mg/m \cdot h$ を適用する。

2."一般資材"とは、建築物内部に使われる建築材料で接着剤、ペイント、シーラント、パテを除いた建築材料をいう。

3.総揮発性有機化合物の範囲及び算定方法は「環境分野試験・検査等に関する法律」第 6 条第 1 項第 3 号による環境汚染公定試験基準に従う。

(g) 排出規制（大気・水域・土壌）

環境への排出を規制する法令は、基本法は環境対策基本法であるが、排出基準は清浄大気保全法、水質生態系保全法、それらの下位法によって定めている（図表 2.10-40～図表 2.10-46 参照）。

【大気保全法等】

図表 2.10-40 排出規制（大気）に関する法令（その1）

法令名	清浄大気保全法 Clean Air Conservation Act
所管官庁	・環境部
目的等	・大気環境を適正で持続可能に管理・保全して、すべての国民が健康で快適な環境で生活することができるようにする。 <sup>第1条</sup>
物質種類 第2条	・大気汚染物質：大気汚染の原因になるガス・粒子状物質 ・特定大気汚染物質：人の健康と財産や動植物の生育に直接または間接で危害を及

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

法令名	清浄大気保全法 Clean Air Conservation Act
	ばすおそれがある大気汚染物質

図表 2.10-41 排出規制（大気）に関する法令（その2）

法令名	大気環境保全法施行規則
所管官庁	・環境部
物質リスト	・大気汚染物質・特定大気有害物質と、排出設備ごとの許容基準を定めている。 <sup>別表1、別表2、別表8</sup>

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質、内容：

規制対象物質を図表 2.10-42 に示す。日本の大気汚染防止法と違い、VOC をまとめて一括りにせず、個別に指定して規制している。

図表 2.10-42 排出基準の対象物質（大気）

施行規則 別表1 大気汚染物質(第2条関連)

1	粒子状物質
2	ブロム及びその化合物
3	アルミニウム及びその化合物
4	バナジウム及びその化合物
5	マンガン化合物
6	鉄及びその化合物
7	亜鉛及びその化合物
8	セレン及びその化合物
9	アンチモン及びその化合物
10	錫及びその化合物
11	テルリウム及びその化合物
12	バリウム及びその化合物
13	一酸化炭素
14	アンモニア
15	窒素酸化物
16	硫酸化物
17	硫化水素
18	硫化メチル
19	二硫化メチル
20	メルカプタン類
21	アミン類
22	四塩化炭素
23	二硫化炭素
24	炭化水素
25	リン及びその化合物
26	ホウ素化合物
27	アニリン
28	ベンゼン
29	スチレン

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

30	アクロレイン
31	カドミウム及びその化合物
32	シアン化物
33	鉛及びその化合物
34	クロム及びその化合物
35	ヒ素及びその化合物
36	水銀及びその化合物
37	銅及びその化合物
38	塩素及びその化合物
39	フッ素化物
40	石綿
41	ニッケルその化合物
42	塩化ビニル
43	ダイオキシン
44	フェノール及びその化合物
45	バリリウム及びその化合物
46	プロピレンオキサイド
47	ポリ塩化ビフェニル
48	クロロホルム
49	ホルムアルデヒド
50	アセトアルデヒド
51	ベンジジン
52	1,3-ブタジエン
53	多環芳香族化水素類
54	エチレンオキサイド
55	ジクロロメタン
56	テトラクロロエチレン
57	1,2-ジクロロエタン
58	エチルベンゼン
59	トリクロロエチレン
60	アクリロニトリル
61	ヒドラジン



## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

[別表 2]特定大気有害物質(第 4 条関連)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化水素
3	鉛及びその化合物
4	ポリ塩化ビフェニル
5	クロム及びその化合物
6	ヒ素及びその化合物
7	水銀及びその化合物
8	プロピレン オキサイド
9	塩素及び塩化水素
10	フッ素化合物
11	石綿
12	ニッケル及びその化合物
13	塩化ビニル
14	ダイオキシン
15	フェノール及びその化合物
16	ベリリウム及びその化合物
17	ベンゼン
18	四塩化炭素
19	二硫化メチル
20	アニリン
21	クロロホルム
22	ホルムアルデヒド
23	アセトアルデヒド
24	ベンジジン
25	1,3-ブタジエン
26	多環芳香族炭化水素類
27	エチレンオキサイド
28	ジクロロメタン
29	スチレン
30	テトラクロロエチレン
31	1,2-ジクロロエタン
32	エチルベンゼン
33	トリクロロエチレン
34	アクリロニトリル
35	ヒドラジン

#### ・運用体制、実態：

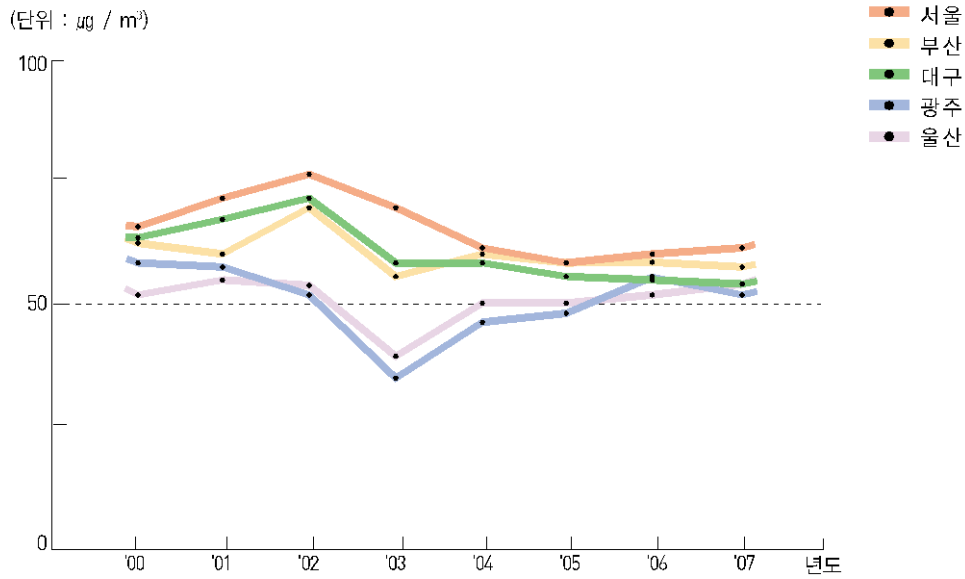
##### <効果① モニタリング濃度の推移>

韓国政府は、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、PM<sub>10</sub>、オゾン、CO 等の重金属以外の大気汚染物質について常時監視（モニタリング）を行っている。

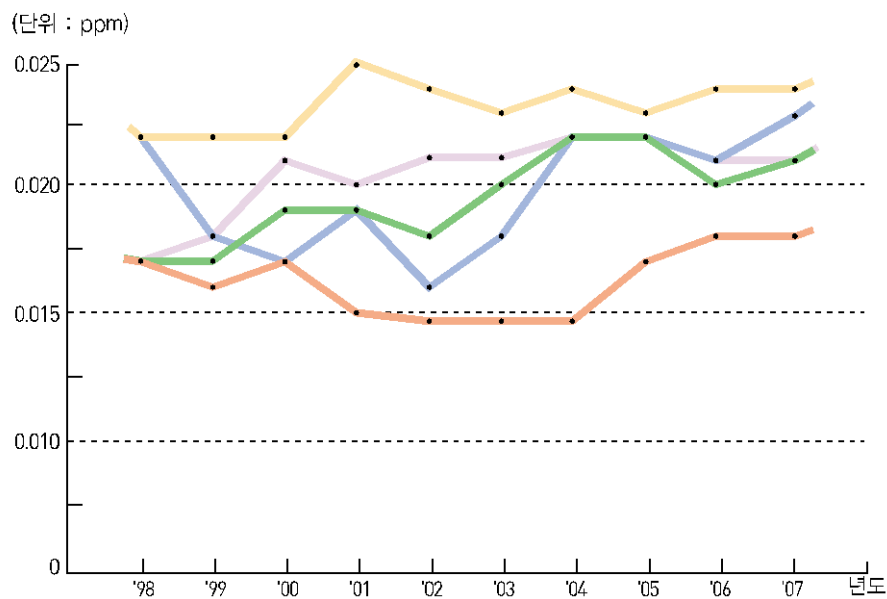
ここでは、PM<sub>10</sub> 及びオゾンの年平均大気濃度の推移について示す（図表 2.10-43、図表 2.10-44 参照）。濃度の低下はみられず、排出規制の効果が表れていないものと推察される。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国



図表 2.10-43 PM<sub>10</sub>の平均大気中濃度の推移<sup>25</sup>



図表 2.10-44 オゾンの平均大気中濃度の推移<sup>25</sup>

<効果② 違反事業者検挙率の推移>

大気汚染物質排出事業者の検挙率は、1998年、1999年で4.8%、5.5%であったが、その後数年間は8~9%が続き、2004年を境に減少傾向にある<sup>25</sup>。2007年時点の検挙率は4.3%である。以上より、近年、本法令の効果が表れているものと推察される。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

【水質生態系保全法等】

図表 2.10-45 排出規制（水域）に関する法令（その1）

法令名	水質生態系保全法 Water Quality and Ecosystem Conservation Act
所管官庁	・環境部
物質種類 第2条	・水質汚染物質：水質汚染の要因になる物質 ・特定水質有害物質：人の健康、財産や動・植物の生育に直接または間接で危害を与えるおそれがある水質汚染物質

図表 2.10-46 排出規制（水域）に関する法令（その2）

法令名	水質環境保全法施行規則
所管官庁	・環境部
物質リスト	・物質、排出設備ごとの許容基準を定めている。第34条 別表13

本法令の規制について、特徴的な点を以下に述べる。

・規制対象物質：

規制対象物質を図表 2.10-47 に示す。

図表 2.10-47 排出基準の対象物質（水域）

[別表 2] <改正 2010.10.1> 水質汚染物質(第3条関連)

1	銅とその化合物
2	鉛とその化合物
3	ニッケルとその化合物
4	総大腸菌群
5	マンガンとその化合物
6	バリウムとその化合物
7	浮遊粉じん
8	ブロム化合物
9	ヒ素とその化合物
10	酸・アルカリ類
11	色素
12	洗剤類
13	セレンとその化合物
14	水銀とその化合物
15	シアン化合物
16	亜鉛とその化合物
17	塩素化合物
18	有機物質
19	有機溶剤類
20	油類（動・植物性を含む）
21	リン化合物
22	錫とその化合物
23	窒素化合物
24	鉄とその化合物

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

25	カドミウムとその化合物
26	クロムとその化合物
27	フッ素化合物
28	フェノール類
29	硫黄とその化合物
30	有機リン化合物
31	六価クロム化合物
32	テトラクロロエチレン
33	トリクロロエチレン
34	ポリ塩化ビフェニル
35	ベンゼン
36	四塩化炭素
37	ジクロロメタン
38	1,1-ジクロロエチレン
39	1,2-ジクロロエタン
40	クロロフォルム
41	生態毒性物質（ミジンコに対して毒性を示す物質のみ該当する）
42	1,4-ジオキサン
43	ジエチルヘキシルフタレート
44	塩化ビニル
45	アクリロニトリル
46	プロモフォルム
47	過塩素酸
48	アクリルアミド

#### ・規制内容：

規制内容として特筆すべきは、上述のような物質ごとの排出基準だけでなく、化学物質を特定せずに、バイオアッセイ（生物を用いた化学物質の評価手法）により、排水などに含まれる多種多様な化学物質の複合影響を総合的に捉える WET<sup>45</sup>手法の導入を予定していることである<sup>46</sup>。この WET 手法は、日本では導入していない。

#### ・運用体制、実態：

##### <効果① モニタリングデータ>

政府の公表資料では、DO や SS、PH 等の基本的な汚染物質以外のモニタリングデータでは、Cd、CN、Pb、Cr (VI)、As、Hg があるが<sup>47</sup>、どの地点も検出下限値以下である。

##### <効果② 違反事業者検挙率の推移>

排水排出事業者の検挙率は、2000 年前後まで 6%程度であったが、その後、2004 年

<sup>45</sup> WET : Whole Effluent Toxicity、「全流出物毒性」「全排水生物影響」

<sup>46</sup> 環境新聞 2009 年 11 月 5 日 [http://kankyomedia.jp/news/20091105\\_6027.html](http://kankyomedia.jp/news/20091105_6027.html)

<sup>47</sup> Ministry of Environment (2008) Environment Statistics Yearbook 2008

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

を境に4.5%程度で一定している<sup>25</sup>。以上より、近年、本法令の効果が表れているものと推察される。

#### 【土壤環境保全法施行令】

同法令の第2条（定義）2.において、「土壤汚染物質」とは、土壤汚染の原因になる物質として環境部令で定めるものと定義している。また、施行規則第1条の2（土壤汚染物質）では、図表 2.10-48 のように列挙している。

土壤環境保全法の環境基準としては、「憂慮基準」（法第4条の2 人の健康・財産や動物・植物の生育に支障を招くおそれがある）と「対策基準」（法第16条 憂慮基準を超えて人の健康及び財産と動・植物の生育に支障を与えて土壤汚染に対する対策を必要とする）とがある。これは、日本の基準の種類が地下水基準、含有量基準、溶出基準であるのと異なる。

図表 2.10-48 土壤環境保全法における規制対象物質

[別表1] <改正 2009.6.25> 土壤汚染物質(第1条の2 関連)

1	カドミウム及びその化合物
2	銅及びその化合物
3	ヒ素及びその化合物
4	水銀及びその化合物
5	鉛及びその化合物
6	六価クロム化合物
7	亜鉛及びその化合物
8	ニッケル及びその化合物
9	フッ素化合物
10	有機リン化合物
11	ポリ塩化ビフェニル
12	シアン化合物
13	フェノール類
14	ベンゼン
15	トルエン
16	エチルベンゼン
17	キシレン
18	総石油系炭化水素 (TPHs)
19	トリクロロエチレン
20	テトラクロロエチレン
21	ベンゾ(a)ピレン
22	その他上記の物質と類似の土壤汚染物質で、土壤汚染の防止のために特別に管理する必要があると認められて環境部長官が告示する物質

(h) 排出規制 (PRTR)

PRTR 制度を定めているのは、有害化学物質管理法である。

すなわち、1996 年の同法改正に伴い、有害化学物質排出目録 (Toxic Release Inventory : TRI) 制度が導入された。

・規制対象物質：

対象となる化学物質は、大統領令<sup>第17条第2項</sup>又は、施行令<sup>第13条</sup>において、次のどれか1つに該当するものと規定されている。

1. 有毒物
2. 観察物質
3. 取扱制限物質または取扱禁止物質
4. 「大気環境保全法」第2条第1号による大気汚染物質中の化学物質
5. 「大気環境保全法」第2条第10号による揮発性有機化合物
6. 「水質及び水生生態系保存に関する法律」第2条第7号による水質汚染物質中の化学物質
7. 国際的な専門機関や国際機構で指定した発がん性、生殖毒性または遺伝毒性等を持った化学物質として別表1による有毒物及び観察物質の指定基準に該当する化学物質

具体的な物質は「化学物質の排出量調査及び算定係数に関する告示」(環境部告示第2009-1号)<sup>48</sup>第5条に規定されており、以下のどれか1つに該当する化学物質で、この告示の別表2に対象となる重量含有率(%)と合わせて示されている。なお、対象物質の選定基準については、調査期間中にヒアリング対象者が特定できず、確認できなかった。

1. 事業場で生産する化学物質及び化学製品
2. 事業場で使う原料及び添加剤(補助原料、反応ガス等直接または化学的变化を通じて製品に含有されるすべての化学物質を含む)
3. 事業場で使用する工程補助物質(製品に含有されることはないが、製品生産過程で使用される化学物質を含む)
4. 事業場で保管・保存する化学物質(運送業または倉庫業で保管・保存する化学物質を含む)
5. 廃棄物処理事業場で処理する廃棄物(焼却、埋立、リサイクル等の過程を経て処理される廃棄物に含有する化学物質を含む)
6. その他、事業場で使用する化学物質(廃水処理、事業場施設及び装置の維持・保守に使用する化学物質を含む)

<対象物質の分類>

対象となる物質は I グループ：年間取扱量(製造+使用)1 トン以上の指定化学物質(鉛、水銀、ヒ素、アスベスト等の CMR 物質で現在 16 物質)、II グループ：年間取扱量 10 トン以上の指定化学物質(現在 372 物質)である。制度の導入後、対象事業者等が拡大されており、2002 年には農薬や家庭での排出など非点源の発生源についても

<sup>48</sup> [http://www.me.go.kr/kor/info/statute\\_05.jsp](http://www.me.go.kr/kor/info/statute_05.jsp)

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

対象に含められた。今後も、事業者の規模や使用量について対象を拡大する予定である。

図表 2.10-49 対象物質数、対象事業者等の範囲拡大の変遷

	1999年	2000年	2001年	2002年	2005年	2009年
対象物質数	80	80	160	240	388	388
対象事業者	石油化学産業（従業員100人以上）	23業種（従業員100人以上）	23業種（従業員50人以上）	28業種（従業員50人以上）	36業種（従業員30人以上）	41業種（従業員30人以上）
非点源	×	×	×	○	○	○

#### ・規制内容：

事業者は、製造または使用時の環境排出量と移動量を政府に報告しなければならない（有害化学物質管理法第17条）。

#### ・運用体制、実態：

##### <運用>

TRIにより集計されたデータは、国立環境科学院の「化学物質情報ポータルサービス」<sup>49</sup>の「化学物質排出量情報公開システム」<sup>50</sup>に2003年から2008年までの報告をはじめとする情報が掲載されている。

個別事業所のデータについては、自主的に公表を希望する事業者のみ公表していたが（2008年に59事業所、2009年には383事業所が自主的に公表）、2010年5月より全事業者のデータ（生データ及び報告書）が公開されている<sup>51</sup>。

##### <実態>

韓国当局は、TRIのデータを活用し、事業者と化学物質排出削減の自主的合意を締結することにより、排出量を2007年までに30%、2009年までに50%削減することを目標とした30/50プログラムを実施し、167企業、環境部、地方自治体、NGOが4位一体となってプログラムが進められていた。

##### <効果>

化学物質排出量情報公開システムのデータを集計し（図表 2.10-50 参照）、グラフ化してみると（図表 2.10-51 参照）、土壌排出量のみが減少し、それ以外の媒体への退出量及び移動量については、一定又は微増している状況であった。これは日本と比べて自主的取組が進んでいないことが推察される。

<sup>49</sup> <http://ncis.nier.go.kr/>

<sup>50</sup> <http://ncis.nier.go.kr/triopen/>

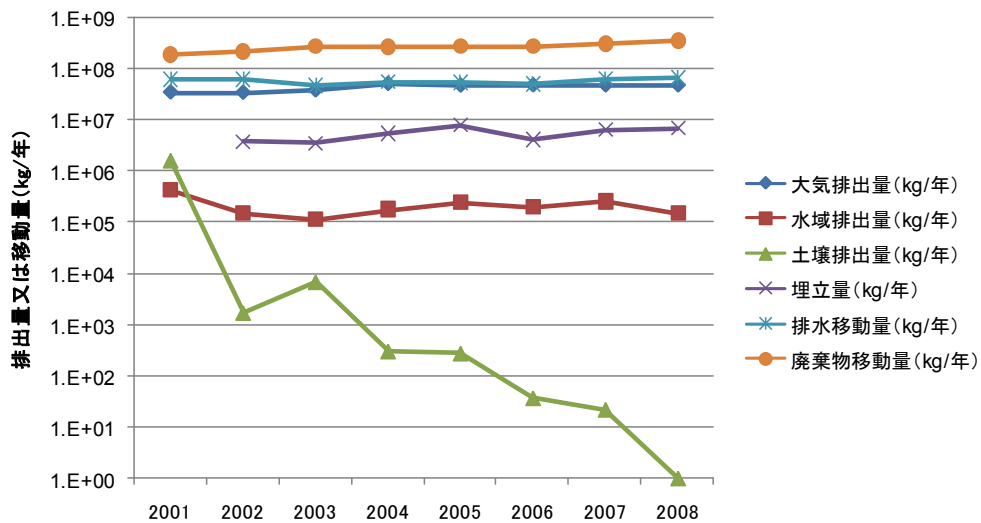
<sup>51</sup> <http://ncis.nier.go.kr/tri/>

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.10 韓国

図表 2.10-50 PRTR 排出量・移動量 (2001年～2008年) <sup>52</sup>

年	大気排出量 (kg/年)	水域排出量 (kg/年)	土壌排出量 (kg/年)	全排出量 (kg/年)	埋立量(kg/ 年)	排水移動量 (kg/年)	廃棄物移動 量(kg/年)	全移動量 (kg/年)
2001	34,518,397	432,876	1,636,204	36,587,477	0	62,922,259	191,401,839	254,324,098
2002	34,120,586	149,515	1,714	34,271,815	3,802,095	62,325,115	220,198,437	282,523,551
2003	37,919,395	114,755	6,871	38,041,021	3,653,296	46,849,263	276,824,520	323,673,783
2004	50,841,428	179,181	303	51,020,912	5,592,496	55,655,817	268,330,047	323,985,865
2005	47,048,252	250,384	276	47,298,912	8,011,517	53,805,733	277,319,163	331,124,895
2006	47,598,239	197,764	37	47,796,041	4,268,205	50,917,668	277,179,679	328,097,348
2007	47,430,283	257,875	22	47,688,180	6,648,954	63,522,411	305,155,543	368,677,954
2008	47,474,237	150,319	0	47,624,556	6,999,754	67,384,161	354,694,780	422,078,941



図表 2.10-51 PRTR 排出量・移動量の推移 (2001年～2008年) <sup>48</sup>

<sup>52</sup> <http://ncis.nier.go.kr/total/triopen/eng/sub2.jsp>



(4) 管理制度の国際整合性等からみた今後の方向性

**【既存化学物質リスト】【新規化学物質の管理】【リスクベースの管理の導入】**

東アジアの中では比較的早くから、環境担当と労働担当の官庁が既存化学物質リストや新規化学物質の事前審査を取り入れている。

さらに、環境担当の官庁が危害性評価（リスク評価）を取り入れている。影響を非発がんとかんに分ける等、ベーシックな評価方法であり、評価の実績もある<sup>53</sup>。労働担当の官庁もリスク評価導入を目指している。

さらに、事前予防的に取り組んでいくため、新法令を制定して、既存化学物質の製造量等の情報を収集しようとしている（後述）。

**【GHS】**

GHSについては、既に義務化している。GHSの導入を主導しているのは、環境担当、労働担当、消防担当の官庁である。

**【WSSDの対応】【海外の影響】**

韓国では、OECD加盟のように、国際経済社会への統合に伴う国際調和の確保の必要性が化学物質管理制度の整備の契機となっている。

WSSD目標を実現するためのSAICMについては、以下のように対応している。自国内対応だけでなく、発展途上国への支援も含まれている。

- ・2006年10月、政府、産業界、専門家等による「SAICM推進評議会」を設立した（中心は環境部）。同評議会は、SAICM実施のためのアクションプランを議論し、2009年2月、Chemical Management Advancement Planを策定した。本プランで挙げられた実施事項（Agenda）は、化学物質の情報生成を拡張し、有害性評価とリスク評価を強化し、Green Chemical Systemを導入するというものであった。
- ・Green Chemical System<sup>54</sup>は、毒性物質を排出しない、またエネルギー効率のよい化学製品の生産を促進するためのもので、Green Chemical Industryの育成を目指し、環境保全と経済開発の双方の達成（Green Growth）を掲げている。
- ・発展途上国でのSAICM支援を支援するため、2006年末までのQuick Start

<sup>53</sup> 詳細は(3)の(a)-1参照

<sup>54</sup> Green Chemical Systemの情報は、以下にある。

・18th-19th Session of The Commission on Sustainable Development (CSD) National Report 2009 The Republic of Korea

・[http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol\\_gre\\_pol\\_gro\\_promising](http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_gre_pol_gro_promising)

Programの信託基金を提供した。

- WHO の子どもの健康と環境の国際会議を開催した (International Conference on Children's Health and the Environment)。

他国との連携については、韓国の環境部は、日本及び中国の環境官庁とで政策対話 (tripartite environment ministers meeting : TEMM) を行っている。これは、3 国間での化学物質管理の情報交換を進めるためのものであり、そのために各国のホームページとともに TEMM のホームページ<sup>55</sup>において、政策や法規制の情報を掲載している。

各国の影響としては、もともとの法体系が日本やドイツの影響を受けている。また、自国の基準や評価の中に海外での評価を反映させる等している (例：規制対象物質の基準に国際機関での判断や条約を考慮。事前審査で他国のリストに掲載されている新規化学物質は簡易届出等)。

なお、最近の化学物質管理の新法令の動きにおいては、日本とともに REACH を意識している (後述)。

#### 【データベース】

2005 年から 2009 年にかけて、国家化学物質情報システム構築プロジェクトを実施し、国内の化学物質データベース、有害物質及び規制についての情報提供システム「国立環境科学院 化学物質情報システム (NCIS)」<sup>56</sup>を開発し、運用している。

2011 年 2 月、環境部と国立環境科学院は、化学物質に関する各種ウェブサイトの利便性を高めるために、「全国化学物質情報ポータルサービス」を開設した<sup>57</sup>。このポータルサイトによって、従来、「化学物質情報システム」、「新規化学物質の届出評価」、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」、「環境汚染物質排出移動登録 (TRI) 情報システム」としてそれぞれのウェブサイトで提供されていた情報を 1 ヶ所で検索できるようになる。このポータルサイトで提供される情報は、韓国の既存化学物質目録 (加えて Toxic Chemicals、Observational Chemicals、Prohibited/Restricted Chemicals、事故警戒物質)、化学物質の有害性とリスクに関する情報、有毒化学物質の分類と表示に関する情報、有毒物質排出インベントリに関する情報である<sup>58</sup>。

#### 【その他の先進的取組】

<sup>55</sup> [www.temm.org](http://www.temm.org)

なお、TEMM については、[http://ncis.nier.go.kr/temm\\_cmp/#](http://ncis.nier.go.kr/temm_cmp/#)にも情報がある。

<sup>56</sup> <http://ncis.nier.go.kr/ncis>

英語は、<http://ncis.nier.go.kr/main/Main.jsp>

<sup>57</sup> [http://ncis.nier.go.kr/eng/index\\_Eng.jsp](http://ncis.nier.go.kr/eng/index_Eng.jsp)

<sup>58</sup> 国立環境研究所環境情報メディア「環境展望台」(2011.2.9)

<http://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=5041>

## 2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

### 2.10 韓国

---

他のアジア諸国よりも早くから化学物質管理制度を整えているだけあって、取組は様々な面で進んでいる。

例えば、新しい懸念（室内空気質の問題）に対応するため、建材の規制を行っている。

また、事業者も含めた自主管理的な取組も行っている。特に、業界団体が新規化学物質の事前審査のプロセスの一部を担っていることは特徴的である。

#### 【今後の方向性】

以上のように、韓国は、海外での動向を意識しながら、発展途上国を支援し（上述の SAICM 実施支援等）、さらに新しい管理の提案によって世界を先導していこうとしている。例えば、国内で使われている物質を広く管理していくため、日本型（量の情報を定期的に集める）と欧州型（登録させて毒性の情報を集める）の双方を合わせた新法令を制定しようとしている。また、新たな懸念（室内空気質や内分泌攪乱性物質）についても、対処している。

#### 【日本の支援の可能性】

まずは日本型（量の情報を定期的に集める）の管理の概念を共有していくことが必要である。また、データベース等も構築しているところであり、その面の支援、さらには、その基礎となる毒性文献データの収集、解釈、評価等についての支援が有益である。

さらに、韓国は、先進的に上述のような新しい懸念にも取り組んでいるので、日本としても、OECD 等の場で議論をリードするためには、韓国とも連携して主張できるようにしていくと有益である。